

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和元年12月12日(木)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階602会議室

3 事 件

議案第117号 三次市税条例の一部を改正する条例(案)

議案第118号 三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第119号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第133号 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)

請願第2号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書

陳情第1号 妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて

陳情第2号 三次市学校給食調理場再編に関する陳情書

4 出席委員 桑田典章, 黒木靖治, 竹原孝剛, 保実 治, 横光春市, 弓掛 元, 藤岡一弘

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【市民部】上谷市民部長, 渡邊市民課長, 今井課税課長, 村上市民窓口係長, 大原保険年金係長,  
松岡市民税係長, 山本資産税係長

【福祉保健部】牧原福祉保健部長, 影山社会福祉課長, 道々高齢者福祉課長, 富野井健康推進課長  
小原社会福祉係長, 松田障害者福祉係長, 畠高齢者福祉係長, 奥川健康推進係長

【教育委員会】長田教育次長, 大原学校教育課長, 中村学校教育係長

7 請願者・陳情者

請願第2号 ハナダ氏, モリノブ氏

陳情第1号 イワシタ氏, ホソカワ氏

陳情第2号 フジタ氏, ハラダ氏, ムラカミ氏, トクオカ氏

8 議 事

○桑田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので委員会は成立しております。お諮りいたします。本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきましては、教育民生常任委員会の12月定例会のフォルダでございます。審査順のとおりに行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

審査順にありますように、午前中に市民部に係る議案2件及び福祉保健部に係る議案2件について提案説明を受け、質疑をお願いいたします。午後からになります。請願1件、陳情2件がございます。それぞれ請願者と陳情者にお越しいただき、趣旨説明を受け、質疑を行い、その後執行部

にお越しいただき質疑を予定しております。それが終わりましたら議案の採決を行っていただきますので、よろしく願いをしておきます。

以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、市民部課税課に入ってください。

(執行部入室)

○桑田委員長 それでは、審査に移ります。

議案第117号、三次市税条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 それでは、議案第117号、三次市税条例の一部を改正する条例(案)について御説明をいたします。

本改正条例案は、施行期日が異なるため、第1条から第4条で構成をしております。第1条改正では、いわゆる総務省税条例準則との差異を整備し、複雑化した制度改正に伴う事務の正確性と改正内容チェックの迅速化、効率化を図るための改正となります。第2条から第4条改正は、令和元年度地方税法等の一部改正の施行に伴う改正となります。その主な内容は、1つ目に、子供の貧困に対応するため、単身児童扶養者に対する個人市民税非課税措置、2つ目として、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例による経過対象を電気軽自動車等に限定するとともに、消費税率引き上げへの配慮として、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、新車新規登録を受けた自家用乗用車について、令和4年度分及び令和5年度分を経過対象、おおむね75%軽減とする改正となっております。説明は、まず第1条の改正、続いて第3条、第2条、第4条改正の順で説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。新旧対照表の60ページから124ページまでが第1条改正となります。この第1条改正の内容ですけれども、まず文言、表現、附則箇所の追加、市独自規定の削除、元号の整備等となります。全条を説明しますと時間を要しますので、個々の説明は省略させていただき、60ページで説明させていただきますと、第1条の改正では、「定が」を「定めが」、「外」をひらがなの「ほか」等の文言の整備、第2条の改正では、督促手数料の附則箇所の追加、第4条の改正は、市独自既定の削除となります。以下124ページまでがそのような内容の改正となります。これらの改正は、冒頭申し上げましたとおり、いわゆる総務省準則と整合性を図るもので、施行期日は公布の日となります。

新旧対照表127ページをお開きください。第3条改正について説明いたします。この条では、子供の貧困に対応するため、単身児童扶養者に対する個人市民税の非課税措置を講じるものです。婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親と離別、死別等の寡婦(寡夫)等と同様の措置が講じられることとなります。施行日は令和3年1月1日となります。

124ページにお戻りください。第2条改正について説明いたします。この条は第36条の2、

市民税の申告では、申告書記載事項の簡素化を図るもので、前年において支払いを受けた給与で年末調整の適用を受けた者を有する納税義務者が、個人の市民税に関する申告書を提出する場合において、所得控除の内訳の記載を省略する旨の規定となります。

125ページから126ページをお聞きください。第36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族の申告書の改正は、それぞれ第2条改正の単身児童扶養者該当の有無を申告書へ記入する旨の規定となります。

127ページ、第36条の4の改正は、第36条の2の改正に伴う項ずれの整理となります。施行日は令和2年1月1日となります。

128ページをお開きください。最後に第4条の改正について説明をいたします。附則第16条、軽自動車税の種別割の税率と特例の改正は、軽自動車税のグリーン化特例の適用についての改正となります。令和元年10月1日施行の環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車に係るグリーン化特例の適用車両を電気軽自動車等に限定するとともに、消費税率引き上げに配慮し、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、令和4年度及び令和5年度分をおおむね75%の経過対象とする旨の規定となります。税額で申しますと、本則1万800円を2,700円とするものですが、本市では該当車両は現時点ではありません。

附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例の改正は、附則第16条の改正に伴う項ずれの整備となります。施行日は、令和3年4月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いいたします。

横光委員。

○横光委員 字句の訂正というのかは、読みやすくするというのはあるんだと思うんですけど、第25条第1項の中で「市内」というのを「市の区域内」に変えた。ところが、31条の中の法人の区分の中では市内と書いてますね。もう一つは、税率のところは年額5万円と「万円」にしたと。前は「50,000」になっていた。ところが、もう一つのほうの24条では「16万8,000円」を「168,000円」にすると。どういう意味があるかというのが、ちょっとよくわからないんですよ。そこらがどういうことなんだろうかというのがちょっとよくわからないので教えてください。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 まず冒頭の、例えば「市内」、それから「市の区域内」というこの表記ですけども、これは総務省が規定する、いわゆる総務省が所管する税条例の準則の表記が「市の区域内」というふうになっております。本来であれば、この「市内に」という表記は「市の区域内」という表記であるはずなんですけども、これがもういわゆる合併前から旧三次市の税条例を今継承しております。その当時からこういった字句で、今回冒頭申しましたように、1つは総務省準則にその文言

を全てあわせておこうということで急遽させてもらったもので、大きな性格的な、中身の違いというのはないんですけども、準則にあわせていただいたということでもあります。

もう一点、アラビア数字の件ですけども、これは、1つは三次市の公用文作成要領、これも内閣官房長官の依命通達のやつですけども、この表記の仕方が1,000円以下、いわゆる1,000円とか2,000円とか、こういった場合においてはアラビア数字を全て使うということで、万以下ゼロの場合は、先ほど議員おっしゃったように「万円」という表記を使うというのが、1つのルールになっております。その関係で、今回整備をさせていただいたということになります。ただ、ちなみに、例えば給料令等ありますね、ずっと。これは万以下が100円単位がたくさんあるじゃないですか。これをそういう表記をすると非常に見にくいですよ、そろえるのに。ですから、あれは全部アラビア数字で整備をしているということで、税条例に関しては、ルールとしては1,000円以下があればアラビア数字で整理する、こういうルールにしております。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 それともう一つ、国がそうだからそうなのでしょうが、年額5万円の上が税率というて書いてあるんですね。どうも率ということになると、率でなけりゃいけないと思うんですが、国がそうだから仕方ないんだろうかもしれませんが、何となく違和感があるというか、やっぱりそうになると、国がそうだからと。前にもそうなるんですか。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 確かに委員おっしゃったとおり、率という表記というのが、定額ですから率というのはおかしいですが、地方税法等でそれらも率という表現をしますので、それにあわせていくということです。

○桑田委員長 ほかにありませんか。

弓掛委員。

○弓掛委員 扶養親族申告書が扶養親族等申告書になったということですね。具体的に何か申告で変わったりすることがあるのかどうか。第36条の3の2。ちょっと内容と実際やるとき何か違うのかわかんけども、伺っておきます。

○上谷市民部長 ここの改正が、先ほど第3条で説明させていただきました、今回のこの税条例改正の趣旨というか、本旨になるんですけども、単身児童扶養者の規定を定めるがためにこの改正があります。ですから、単身児童扶養者、未婚のひとり親というものがここに追加になりますので、表記が変わっていったと。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 追加になったから文言が変わっただけと。そうだったらいいです。

○桑田委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第117号の審査を終わります。

続いて、議案第133号、三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 議案第133号、三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

本改正条例案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日に成立し、6月14日に公布されたことに伴い、総務省所管の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことによるもので、施行期日は令和元年12月14日となります。

この一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年後見制度を利用していることを理由として不当に差別されないよう、国家・地方公務員法、弁護士法、医師法等も含め、187の法律において定められている資格、職種、業務等における成年被後見人等に係る欠格条項、その他権利の制限に係る措置を一括見直すもので、この改正により成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、それぞれの資格、職業、業務等にふさわしい能力の有無、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し可否を判断することとなります。

一括整備法の改正対象法律の改正により、直接影響を受ける例規のほか、成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、各府省においての政省令や通知などに基づき随時見直しが行なわれることとなっております。ちなみに9月議会において上程され可決いただきました三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例も、一括整備法の改正によるものです。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。それでは、第2条第2項第2号の改正が本改正の本旨で、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正するものであります。第4条第2項、第6条第1項第4号及び第7号の改正は、印鑑登録証明義務文書要領の改正に伴う文言として表記の整備となります。

この「意思能力を有しない者」の表記につきましては、上位法において、単に欠格条項から成年被後見人・被保佐人の規定を削除するものや、例えば医療法では成年被後見人・被保佐人は、医療法人の役員及び協会員になることができないという規定を、成年被後見人・被保佐人であるか否かを区別せず、心身の故障のための職務を執行することができない者であるかどうかによって個別に欠格条項に該当するかどうかを判断するなどの改正がございます。これは各省庁の規定ぶりにあわせることとしております。「意思能力を有しない者」という表記におきましては、総務省所管の印鑑登録証明事務処理要領の改正にあわせていただいたものでございます。

なお、成年被後見人本人の申請において、個別的、実質的な審査の方法等については、当面法定代理人の同行を原則とし、法定代理人から心身の故障状況等を聴取し判断すると運用していくこととします。

以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 おはようございます。ちょっと聞き逃したかもしれなので、ちょっとそれを確認もあわせて質問させていただきたいんですけども、140ページのところで、意思能力を有しない者というところに改正をするというところであるんですが、この意思能力を有しないとする判断、例えば窓口で印鑑登録させてくださいと持ってこられて、あなたには意思能力がありませんと、それを誰が判断するんですか。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 これはこの印鑑証明につきましては、運用といたしまして、法定代理人の同行を原則とさせていただきます。法定代理人からその本人の心身の故障等の状況等をお伺いさせていただいて、そこで判断するという運用を当面させていただきたいと。これは各法規によって、その判断する基準というのを今からおのおの設けていくような形になっていますので、当面、先ほど説明しました法定代理人の聞き取りをさせていただくということで判断したいと思います。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 だから、もう法定代理人がいなかったらもう出ないということですね。もうそれが大原則という。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 そういうことでございます。

○桑田委員長 ほかに。

横光委員。

○横光委員 成年被後見人というのは、窓口はわかっとなんかということになるんですか。

○桑田委員長 村上係長。

○村上市民窓口係長 後見開始の審判が家庭裁判所で行われたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどは、家庭裁判所または公証人からの嘱託によって東京法務局で成年被後見人等の内容登記をすることとなっております。東京法務局の登記機関は、後見開始の審判に基づく登記をしたときは、これらの審判に係る成年被後見人の本籍地に対しましてその旨を通知しなければならないこととされております。また、通知を受けた本籍地は、当該成年被後見人の住所地の市町村長に対して直ちにその旨を通知することとされておりますので、そのような通知により成年被後見人の方の情報を把握しております。以上です。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 ということは、窓口は知つたらにゃいけんということですね。休日の窓口をやつとるときには、印鑑証明を出してくれってしたときにはわかりよんですか。

○桑田委員長 村上係長。

○村上市民窓口係長 はい、そのとおりでございます。

○桑田委員長 ほかに。

弓掛委員。

○弓掛委員 後学のために。今までは例えば成年被後見人はもう印鑑証明出ないんだったら、成年

被後見人が例えば土地を売買しようと思って印鑑証明出してくれというのは出なかったということですね。出なかったんですね。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 欠格条項ということで規定をしておりましたので、かなりの制限が過去において。これを一括法で、成年被後見人であることによる差別を解除するという、そういう一括法になりますので。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 今までは土地売買はできなかったということで認識していいんですか。印鑑証明は出ないということですから。今までは出なかったということですね。成年被後見人として認定されたら印鑑証明は出なかったの、そういったいろんな手続をするときに、後見人が何ぼついていっても売買とかはできなかったという事実が、今までは。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 委員おっしゃるとおり、欠格条項での規定なので、出ないということになるので、できないということになります。客観的に当該者の意思能力を確認することが困難であるということで、欠格条項のほうで規定をされているという。それを今回、先ほど言いましたように、例えば消防団の9月議会のもそうですけども、単に被後見人というだけで、そこで欠格にするということは今後はないということになります。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 ようにわからんようになったんじゃないけど、意思能力を有しない者という判断は、法定代理人がおらないけんということなんじゃろうけど、何がどがにい変わったの。被後見人はできないということと、何かが前進したの、これは。どがどがにい前進したのかようわからん。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 欠格条項の中に、この成年被後見人と登録された方につきましては、社会的制限がかかって、それを一括法の中で解除をして、成年被後見人であっても、その本人の意思どおり、心身の故障等の状況、その判断をする中で、これでは印鑑証明は交付をしますよということになるわけです。

ただ、その判断するときの材料として何を基準にするかというのが、今後例規ごとにまたいろんな、総務省なり厚労省なりが定めるんだと思うんですけども、本市としては、当面の間は法定代理人を同行していただいて、従前であれば法定代理人がおっても出せなかったんですが、この改正によって、その同行を願って、本人の状況等を聞き取らせてもらって、大丈夫だと判断できれば、そこで今度は照合をするという。

○桑田委員長 だから、これまでは法定代理人だろうが何だろうが、ついて行って言っても出せなかった。それをこのたびはその代理人を立てていって、その判断したら、出せると判断した場合は出せるということですか。

竹原委員。

○竹原委員 要するに、法定代理人を立てないけんような人は意思能力を有しない人じゃないの、

違うの。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 個々の能力ですよ。例えば全て100%その能力がないんじゃないくて、ある意味個々の、いわゆるこのセクションであればまず大丈夫だとかですね。ただ今は一律的に、この被後見人がつけば全てがだめという。そうでなくて、個々のいわゆる能力、分野、そういった中での判断ということになるわけです。総合的にだめだとおっしゃられたら、法定代理人が、それは出せないということになるんだと思います。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 だから、これには成年後見人というのがオーケーですというのはこれには書いてないわけで、あくまでも運用上の話で、成年後見人を立てたら出していいかなという協議を講じますということで、これから運用も変わってくる可能性があるという理解でいいということですね。さっき言った、土地売買しようと思って本人確認したいと思うんだけど、今までできなかったのが、その成年後見人が例えば土地を売ったほうが本人のためじゃと思うて判断したら、そういうことができるというイメージでいいですか。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 そういうことでございます。例えば、9月議会でいただいた消防団員の定員、任命等ですね。これは条文の中でもう欠格条項として被後見人はだめですという規定があって、それを9月のときはそれを削除したわけですね。削除した。じゃあなれるかどうかと、こうなったときには、その判断をする基準というのは当然設けなくちゃいけませんよということになります。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 例えば、うちの親父が認知症になったりして、成年後見人制度を使って、その親父の土地を相続しとらんけん、そうすると親父の土地を売るときに印鑑証明とられんということになると困るんじゃないか。そういうときはどうなるのかな。売らにゃいけんというか、例えば土地売買でも、道路改良して、ここの土地を売買せにゃいけんというときに、そういうときに、法規なんじやろうが、どういうふう理解したら。そういうときも後見人がオーケーしたらしゃあないの。

○上谷市民部長 後見人からその人の状況を聞き取らせていただいて、それを判断基準にさせてもらうので、大丈夫ですよという、後見人が、ということになれば、当然市としてもそれを判断材料として、印鑑証明に限れば印鑑証明を交付することになります。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 冒頭説明させてもらったんですけども、187の法律において欠格条項がございます、上位法の中で。この印鑑証明につきましては、今、議論になっている意思能力を有しない者という表記になってるんですね。例えばさっき説明させていただいた医療法の改正では、これを心身の故障のための職務を執行することができない者という表記にしているんです。かわりの言葉としてですね。ですから、法においてこの表記の仕方が、ここは総務省が今回、印鑑登録証明事務処理要領を改正したその内容に準じて改正させてもらうわけですけども、そこは意思能力を有しない者という表記にされている。じゃあ、その意思能力のない者の判断ですね。これは今から随時総務



省のほうで基準判断というものをお示しになるんだろうと思います。

ただ、施行期日が12月14日、今回であれば最終日になろうかと思うんですけども、いわゆる公布の日からになるんですけども、そこに対応させるために、今回運用として法定代理人の同席を求めている。

○桑田委員長 施行日は18日ですか。

○上谷市民部長 法の施行日は14日になるんですけども、市の条例の施行日は18日ということになります。

○桑田委員長 そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第133号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

続いて、福祉保健部に入ってもらいます。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 それでは、福祉保健部にお越しいただきましたので、議案第118号、三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)の審査をいたします。

提案理由の説明をお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 皆さん、おはようございます。それでは、福祉保健部に係ります議案第118号と議案第119号についての御説明をさせていただきます。以後は座って御説明をさせていただきます。

まず、議案第118号、三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明を申し上げます。今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、令和元年8月1日施行されたことに伴い、関係条例である三次市災害弔慰金の支給等に関する条例を一部改正しようとするものでございます。

まず、議案のほうの第1条、第2条、それから第5章のところがございますけども、これにつきましては、災害弔慰金の支給に関する法律の中の償還金の支払い猶予、償還免除規定の法律がございます。これまでは政令であったものが法整備されましたので、それに伴って法律の条番号が変わったことに伴って、市の条例の番号整備をしたというものでございます。

続きまして、条例案のほうの第5章の雑則の支給審査委員会の設置というものがございます。これにつきましては、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給決定に当たり、災害による死亡であるか否かの、または災害により受けた障害が法で定める程度の障害かどうかの判定が困難な場合も予想されることから、これまでは審査判定を市町村単独設置する方法のほか、都道府県との協議により都道府県に審査を委託することも差し支えないとされておりました。しかし、支給決定までに時間がかかることも考えられることから、支給決定の迅速化の観点から、市町村ごとに医師や弁護士等の有識者による審査委員会等の合議制の機関を置くよう努めることとされたものでございます。

その審査会ですけれども、国が想定しておりますのは、医師、弁護士等で大体4人から7人ぐらい

の審査会を設けて、そういった判定をしても差し支えないということになっております。今回、上程しております、教育民生ではございませんけれども、議案第111号の中で、三次市特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正というのがあるんですけども、その中に、災害弔慰金等支給審査委員会委員の1回当たりの1万3,000円というのも新たにこの関係としてつけ加えているものでございます。

以上で、議案第118号の説明のほうを終わらせていただきます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 改めて、おはようございます。確認を含めて1件質問をさせていただきます。今回、審査委員会を新たに市単独で災害が起きたときには置くということなんですけれども、これは例えば災害が起きてから、委員、弁護士であったり医師の方を依頼して全部するのか、事前にもう医師であったり弁護士、その他市長が必要と認めた方を依頼して、委員会という形で置いておくのか、どちらになるのでしょうか。

○桑田委員長 影山課長。

○影山社会福祉課長 審査委員会の設置につきましては、国が示した見解によりますと、あらかじめ設置しておくことのほか、必ずしも新たに設置する必要はない、市町村の実情に応じて、その有事といいますか、災害の際に設置をすればそれで足りるという見解のほうは示されております。

○桑田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ということであればどちらでもいいのか。それは市の判断によるというものだと思いますが、まだこれが決まっていないのでわからないかもしれないんですけども、三次市としてはどちらのほうを、あらかじめ委員会を設置しておくのか、選定しておくのか、それとも災害が起きてから選定するつもりなのか、もしわかっていればお伺いいたします。

○桑田委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 今現在、市のほうでは、必要に応じてその際に設置をするように判断したいというふうに考えております。理由としまして、複数の合議制の機関ということになりますので、専門職であります医師あるいは弁護士、複数名での確保が必要になるかと思えます。その際に、あらかじめ固定しておきますと、その方がまた欠員等々した場合に、またその都度任期を定めてということになるかと思うので、実際起こった際に速やかに、その際に即任命をしてお願いしたほうが迅速に円滑かというふうに考えております。

○桑田委員長 ほかに。

横光委員。

○横光委員 委員会の構成メンバー、弁護士、医師というのは書いてあるんですが、ほかにどういう人が想定されるのかということと、災害が発生して、委員会を立ち上げるのは、収束するというのもあると思いますが、大体何日ぐらいを予定していますか。あわせて、もう一つ、16条の第3項の中に、委員会に関し必要な事項は規則で定めると書いてありますが、この規則はいつごろ定める予定なんですか。

○桑田委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 委員会のメンバーですけども、先ほど説明がありましたように、国が示しておるのは医師、弁護士、それからかかりつけ医というか、ソーシャルワーカー等が想定されるというふう聞いております。ただ、必ずしもそのメンバーにこだわる必要はないと思われましても、30年7月災害における県内の設置状況を見てみますと、大体、医師2名、それも内科医、精神科医を1名ずつ、また弁護士を2名、その4名の方で審査会を開かれた市町が多かったというふう聞いております。

それから、委員会設置から収束までの期間でありますけども、審査会を開くにあたっての目的というのが、例えば災害関連死かどうかといったその因果関係であるとか、定められた障害の程度かどうかといった、そういう医学的な見地からの審査になろうかと思っておりますので、はっきりと何日以内というのはちょっとなかなか申し上げにくい面もあろうかと思っております。

それと、規則の制定ですけども、条例を一部改正した後に、審査会については4月1日から施行というふうになっておりますので、それにあわせて規則のほうを定めていきたいというふう考えております。

○桑田委員長 そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第118号の審査を終わります。

続いて、議案第119号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 それでは、議案第119号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、三次市秋町老人集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市老人集会所施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、条例別表から当該老人集会施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いします。

竹原委員。

○竹原委員 地元はもちろんオーケーしたんだろうと思いますが、これで各地域にあった老人集会所はもうこれで全てなくなるんですか。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 現行のこの条例でございますけれども、残っていますのは、秋町老人集会所を含めて7施設、7集会所でございます。表記上一番目の秋町老人集会所がこのたび削除ということをお願いするものでございます。

○桑田委員長 だから、あとこれを削除したら、まだ老人集会所は7カ所は残る。

○道々高齢者福祉課長 7カ所ございます。

○桑田委員長 ほかにありませんでしょうか。

横光委員。

○横光委員 老人集会所というのは、三和町の場合は地元で土地を貸していただいて、上屋のみを建設して、やって、譲渡のときには、もうその譲渡ですということになったとき、ここは現在公用地なのかどうかということと、もしうちの前の集会所の中で、土地を町が借りて土地代を町が払いよってたと思うが、それは了解にはかなり苦労したんですが、そのときには地元の人らはいいですよ、寄附しますよ、地元へということで、ちょっと言ったらしいんです。そこらはどうなのかということが1つと、あと条例で見たら6カ所、6施設残るとことでありますが、あとどのぐらいかかって譲渡ができるのか、あるいは全部譲渡に応じてもらえるのだろうか、どうだろうかということちょっと不安があるんですが、そこらの状況はどうなのかお伺いをしたいと思います。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 まず、土地の関係でございますけれども、この秋町老人集会所の土地につきましては私有地でございます。現在も、市、秋町の自治会、私有地の所有者であります方と覚書ということで交わらせてはおりますけれども、譲渡した際には、秋町自治会とその土地の所有者の方とで無償賃貸借契約のほうを結んでいただく予定ということにはなっております。

それから、土地代の関係でございますけれども、先ほど申しましたように私有地でございますので、無償でというふうなお約束のほうはとっていただくように協議を進めています。

2個目の御質問でございます。6施設の状況でございますけれども、6施設のうち1施設につきましては、既に譲渡を受けないという、これは老朽化していますし、近くに使用できる施設、コミュニティセンターがございますので、そちらを使用するというので、譲渡を受けないという地元の意思確認はできているという施設が1施設ございます。

それから、2カ所は、現在改修工事を進めている状況でありますので、そちらについては年度末で改修のほうは終える予定となっております。

それから、うち2カ所につきましては、これから修繕に入るという予定でございます。地元の自治会と協議もいたしまして、近々修繕に入る予定の老人集会所が2カ所ございます。

それから、あと1カ所につきましては、修繕箇所もおおむね決まっておりますので、事務的な手続としたら、これから入札に入る予定のものが1施設ございます。

ということで、6施設残っておりますけれども、既に全部地元との意思確認はできておりましたので、修繕に向けて5集会所については進めている状況でございます。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 不細工な話ではありますが、お父さんの時代は無償で貸してあげますよと。お父さんが亡くなった後、息子さんが、いやここはやっぱりうちの土地だから返してほしいというのがあった話がありましたので、ほかの人がその土地を購入して無償で貸してあげましょうということになったらしいんですが、それで譲渡ということがありますので、そこらのところは、やっぱり十分気をつけて話をしてやっていただいたほうがいいのかという思いがしましたので、そのことを聞かせ

ていただきました。わかりました。ありがとうございました。

○桑田委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第119号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。それから、午後からも福祉保健部にはお越しいただくようになっておりますので、よろしく願いいたします。

(執行部退室)

○桑田委員長 以上で付託された議案4件の審査は終わったんですけど、あと今後、これから請願1件、陳情2件を話し合ってもらうんですけど、来ていただくようにしてるんですが、これが午後からお願いしとるんですよ。1時からということで。ですので、午後まで時間をあけさせてもらおうと思ってるんですが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 そのような段取りでよろしく願いいたします。

休憩

再開

○桑田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

請願第2号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書を議題といたします。

本日は、請願者の広島県網膜色素変性症協会からお越しいただいております。大変お忙しい中にもかかわらず御出席をいただき、誠にありがとうございます。

これから御意見を伺うんですけど、伺う前に会議の進行についてちょっと簡単に御説明を聞いていただければと思います。

これから請願の内容につきまして10分ぐらいで御説明していただいた後に、各委員から質疑を行うことにしております。発言をされる際は、私に、委員長なんですが、許可をとっていただいて、発言は請願の趣旨の範囲内で行っていただければと思います。こんなことはないと思うんですけど、請願の趣旨を超えるような発言があったときは、私のほうでちょっと止めさせていただくことがあるかも知れませんが、その辺は少し御理解をしていただければというふうに思います。

それでは、請願について御説明のほうをお願いいたします。

花田さん、よろしく申し上げます。

○花田請願者 私、網膜色素変性症協会の花田と申します。網膜色素変性症協会というのは、全国組織の中での広島の位置づけなんですけれども、残念ながら、今、三次市は視覚障害者の福祉協会というような形の協会がないものですから、網膜色素変性症の場合、我々の協会が三次市の中でも視覚障害の人も一緒に、網膜色素変性症という病名の人だけではなく、あらゆる視覚障害の人が一緒に活動しております、その代表として請願をさせていただいたということでございます。ちょっと座らせていただきます。

今回の日常生活用具に暗所視支援眼鏡を入れてほしいということについての内容は、私たちの病

気の網膜色素変性症の病気の中の多くの者が夜盲を抱えております。夜盲というのは、小さいころからそういうのに悩まされながら、夜暗くなると早目に家に帰らなきゃいけないとか、もしくは仕事をしているときになってくると残業ができないとか、そういう苦しみの中で生活しておったんですね。それを改善するために、非常に明るいライトを使うとかいうことで対応してきたわけですが、時代がだんだん進んで、素晴らしい機械ができてきましたというのが、今回の商品、品物です。

この眼鏡をつけることによって、本当に日常生活の幅が広がって、生活の質が向上できる。例えば、学生さんであればクラブ活動して遅くなっても1人で家に帰ることができる。私の知っている人も、現実なかなか帰れないので兄弟がバス停まで迎えに来るとか、家族の人が迎えに来るとか、そういうような現実を聞きます。

本当にそういう人って、人数的には本当に少ないんですけども、社会生活を送っていく中で、ある意味助けてほしいというのが我々の仲間の何人かの者なんです。生活の幅を広げるという意味で、晴眼の人と同様に生活をしていく中で、現在あるその仕組みの日常生活用具は非常に大事な位置づけなので、ぜひともここに足していただいて、不安定な者を助けてほしいというふうに思っただけで、お願いをさせていただいた次第です。

以上で僕のほうから終わります。続いて、より具体的なことにつきまして、お願いの内容をうちのモリノブから発言をお願いさせていただきます。

○桑田委員長 モリノブさん、どうぞ。

○モリノブ請願者 私は同じく、広島県の網膜色素変性症協会の副会長をさせてもらっているんですが、三次市に在住しておりますモリノブと申します。よろしくお願ひします。

先ほど花田会長も申しましたように、私たちの病気というのは、暗いところがまず見えなくなってくる。私、今59なんですけども、実は本当に生まれて物心ついたときから夜盲の症状がありまして、昼間は普通に皆と遊んでいるんですが、日が暮れてくると、皆まだ遊んでいるのに私は見えなくなって1人家に帰らなきゃならないということがありまして、クラブ活動を中学校でしているときも、冬になると日が短くなりますので、今のこの時期、クラブ活動の途中で早く帰る。場合によっちゃちょっと言い出せなくて、完全に日が暮れて、もう手探りといいますか、足で探りながら帰った、途中で川に落ちたりしたことも何度かありましたし。

そういった状況でこれまで過ごしてきたんですけども、それでもこれまで過ごしてこれたんです。でも、今、本当に私がこれまで来る中で、目が見えなくてもできることはある、でも見えないところについてはもう諦めていくしかないなという思いをずっと持っていたんですけど、ここ十数年来の障害者福祉の状況というのは大きく変化をしてきている。障害があっても健常者と同じように権利を主張していいんだよと、同じように生活する権利があるんだという世の中に変わっていく中で、もっと目が見えないということを我慢するんじゃなくて、こうすれば目が見えるということをもっと声を出して言っていればいいんじゃないかということ強く感じている昨今なんです。

そういった中で、本当に、今言いました、今回請願出させてもらっています暗所視支援眼鏡というのを、これが昨年発売をされたんですが、私、本当に子供のころから空に星が見えないんです

よ。一等星が1つだけ見えていたんですが、子供のころですね。これがもう今全く見えない。もちろん月は見えるんですけどね。これをかけると星が見えるんですよ。すごい感動なんですね。子供のころからずっと思っていたのは、将来とてすばらしい眼鏡ができて、これをかけると夜も自分も皆と同じように遊べる、歩ける、外が常に出歩けるという、そんな夢のようなものができるんじゃないかということを実際夢見てたんですが、本当に夢の眼鏡がここに出てきたと本当に感じているところなんですね。そんなことを思っている本当にまだ私の少年時代のような子供たちの、表にはなかなか出てきていないけれどもたくさんいるんじゃないかなということも感じます。

今回、請願書の中にも書かせてもらったんですが、これが40万近く、39万5,000円という定価がついているんですが、とてもこの値段を出しては買えないけれども、三次市の福祉制度で日常生活用具に指定をしていただくことによってこれが手に入る、そのことによって私の生活が大きく変わる、視覚障害のある同じ網膜色素変性症の患者が大きく生活を変えることができるんじゃないかということも思って、ここに請願をさせていただきました。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○桑田委員長 御説明ありがとうございます。それでは、今説明をしていただきましたので、質疑のある方、お願ひいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 ちょっと何点か質問させていただきます。夜盲症の方というのは大体何名の人がいらっしゃるのか。それから、この眼鏡は1回買ったなら、眼鏡は度数が変わったら買い換えとかありますので、そういうことはあるのかなということ。あと、そういった、40万円ということはかなり数はできとるんじゃないと思うんですけども、1つは、例えばさっき言った度数が変わるんだったらレンタルみたいなはないとか、その辺を3点。

○桑田委員長 モリノブさん。

○モリノブ請願者 人数ですね。実際にはなかなか調査をする方法もなく、行政でもなかなかつかんでいない状態だと思うんですが、今言われているのは、網膜色素変性症の患者が4,000人から8,000人に1人いると。

○桑田委員長 全国ですか。

○モリノブ請願者 全国で言われている数字ですね。かなり幅があるんですが、これは本当につかみにくいことだと思うんです。視覚障害者の手帳を申請している数であったりとか、あるいは難病指定されていますので、難病での支援の申請をしている数というのは出てくるんですが、それがイコール患者の数ではない。あるいは、それがまた夜盲症の数ではないという意味でとてもつかみにくいんですが、今言った4,000人から8,000人に1人の確率で網膜色素変性症患者がいるようです。普通で考えたら、三次市で言うと10人ぐらいになるのかなと思うんですが、実は私たちの会で、三次市内でわかっている数を数えるとちょうど10人ぐらいになるので、三次市内で言うとちょっと10人以上はいらっしゃるかなというふうに思います。

あと度数のことなんですが、今回の請願の別紙のほうへちょっと構造を書かせてもらっているんですけども、暗所視支援眼鏡という名前なんですが、実はこれ、高性能カメラで捉えた画像を眼

鏡型のモニターの中に映すんですよ。瞬間的に映す技術というのがかなり高度らしいんですけど、カラーでモニターに映すというので、正確にはこれは眼鏡ではないんですね。そういう意味では、拡大読書器というのがあるんですが、それと同じような機能かなということ言ってるんですけど。ですので、実際の自分の目の具合が、調子が変わるので、ときどきあわなくなったりということはあるかと思うんですが、そこらについてはピントであったり、大きさを大きくしたり小さくしたり、あるいは明るくしたりという機能はついているので。モニターだと思ってもらえばいいかなと。

ちなみに、視野が狭くなるという話もしたんですが、このモニターがとても小さなモニターでして、私も視野狭窄で95%の視野が欠損していて、真ん中に5%程度の視野しか残ってないんですけど、これが5%の視野の枠の中にモニターが入るんですね。想像できるかどうかあれなんですけど、前にある肉眼では見えない範囲の画像が、この私の視野の中に入るので、この眼鏡を使わないと見えない視野が見えるということもあります。ですから、本当に周りが見えなくて、明るいときでも周りが見えなくて怖くて歩けないところが、周りを実はこの眼鏡では見えるようになるという。暗所視支援眼鏡という名前だけではなくて、広角でも見えるという機能を持っている、もう本当に便利であるということを思います。

それで、この中に書いています日常生活用具の3要件というのを、これは厚生労働省が定めている3要件なんですけど、その中で、一般的に普及していないものという条件があるんですね。市販をされていないものという条件がありまして、先ほど3つ目にあっただのかなと思うんですが、広く世の中に売られているものをお願いしますということになって、視覚障害者限定で出されている、開発されたものであるということ、大変値段も高い状態になっているのかなということも思うんですね。

○桑田委員長 そのほか。

藤岡委員。

○藤岡委員 よろしくお願ひします。この暗所視支援眼鏡、HOYA社ですよ。購入された後、やはり精巧な眼鏡だと思うので壊れるということもあると思うんですけども、購入した後の壊れた場合の修理費というか、それは例えば、仮でなんですけども、3年保証とか5年保証とかあったりするののかということ、私も調べてきたんですけど、出てこなかったんで、御存じであれば教えていただきたいんですが。

○桑田委員長 モリノブさん。

○モリノブ請願者 保証のことについては私も存じ上げないです。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 教えていただきたいと思いますが、日常生活用具ということになると、やっぱり国の制度というのがあると思うんです。国の動向というのはちょっとつかんでないんですが、全体として国の制度があり、地方公共団体の制度ということになるので、今、国ではないからまず三次市からやってほしいということの趣旨として捉えてもいいんですか。

○桑田委員長 モリノブさん。



○モリノブ請願者 今、障害者のいわゆる支援するためのいろんな道具については、国はいわゆる補装具というものを国から直接負担すると、指示するということが決まっています、それについては本当に障害そのものを補うもの、いわゆる日常生活用具と意味分けがされていて、その範囲の中には入れていなくて、この暗所視支援眼鏡というのは、先ほど言いましたように拡大読書器の枠に入れるという考え方でいくと、日常生活用具の枠かなと。そちらについては市町村負担で、もちろん国が半分、2分の1補助をして、県が4分の1補助をして、市町村の負担は4分の1ということにはなっているんですけども、そういうすみ分けがここ10年ぐらい前ですが、障害者自立支援法ができたときにきちとなされて、それ以来というような形でなってきたというふうに私は考えております。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 今日はどうも御苦労さまです。これを日常生活用具として、現在認めておる全国の自治体はどのぐらいあるんですか。

○モリノブ請願者 実は今年の7月から熊本県の天草市が全国で初めて認めた。先ほどから言っていますように、日常生活用具の中の視覚障害者用拡大読書器という枠なんですけど、こちらが全国的に、ほとんどのところが19万8,000円の限度額というのを定めているんですけど、この天草市では、その拡大読書器の枠にこの暗所視支援眼鏡を含めると同時に、限度額も40万円に引き上げて、これそのものを支援用品に入れるという措置をとったんです、この7月にですね。

その後、実はきのうちょっといろいろ調べたんですけども、東京の新宿区、それから千葉市、それと埼玉県の中の1つ自治体が認定したという情報があります。結構全国的にも網膜色素変性症協会を中心に取組がされていて、全国的にはかなり取組がなされているということは聞いているんですけども、まだ認定を決めたのはその4つかなということになるようです。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 今、4カ所ぐらいがあったんですけど、都道府県で認めている都道府県はどこにあるんですかね。

○桑田委員長 モリノブさん。

○モリノブ請願者 先ほど来から話をしていますように、この日常生活用具を認めるというのは各自治体、市町村が認めるという権限があるということになっていますので、都道府県単位でこれを認定するものになっていないので、それぞれの自治体、市町村のほうでやっておられるようです。

○桑田委員長 そのほか。

竹原委員。

○竹原委員 御苦労さまです。1つは、この機械は、今、この会社だけが開発をしたと。それと、これ、4時間ぐらいしかもたないように書いてありますが、もっと今から改良して日常的に、昼間も使えるようなことにもなるんですか、この機械は。

○桑田委員長 モリノブさん。

○モリノブ請願者 今おっしゃったように、このバッテリーがもちろん充電式なので、1回の連続使用が4時間ということになっているようです。それが今度どう改善されるかというのは、まだ私

は聞いていないんですが、もちろん改善してほしいとは思っています。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 もう一つだけ。日中も最大12時間とかあれば何とか。4時間じゃ何か足りないんじゃないかなというのがちょっと、日常生活の中では不便かなというふうに。障害者支援法もありますから、ぜひこういうことが成就すればいいなと思います。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 機械のことなのでわからないかもしれないんですけども、耐用年数というのは大体どのぐらいですか。

○桑田委員長 モリノブさん。

○モリノブ請願者 HOYAというメーカーが出しているんですが、私たち視覚障害者、網膜色素変性症協会もこの開発には携わったということで、あわせて視覚障害について研究をされている九州大学の医学部等が開発に携わったということでもあります。そのHOYAを中心に、拡大読書器の枠で進めていけるんじゃないかということを行っていますので、その日常生活の拡大読書器の耐用年数というのが、これも全国的に、平均的に8年間で耐用年数になっているということで、ちょっと回答にはならないかと思うんですが、ちょっとこれ自体が8年以上はもってくれないと意味がないというふうには理解しているところです。

○桑田委員長 そのほか、ありませんでしょうか。

副委員長。

○黒木副委員長 今日はありがとうございます。ちょっとお聞きするんですが、国のほうへ陳情とかというのはされたんですか。協会として、全体で。そういう話がありますか。

○桑田委員長 花田さん。

○花田請願者 JR TSとして、この機器を厚生労働省の日常生活とか補装具とかの部門の人間と話をしたということは聞いております。その結果、補装具という、国のほうとしての扱いとしては、補装具のほうは国が決めるんですね。日常生活用具については、先ほどもちょっとモリノブが言っておりましたように、大枠を国が決めて、細かいところはもう各自治体はその品目を決めていいというふうな枠になっているので、今後のことを考えたりすると、国がするというよりも各市町が判断していったほうがいいだろうというふうに聞いたという話を聞いております。相談は少ししたけど、各自治体でやってもらうほうがいいんじゃないかということの回答だったというふうに聞いております。

○黒木副委員長 ありがとうございます。市町に任すということで、市町によってこういうのを採用するかどうかは、補助金を出すかどうかは、今の段階では市町にかかっているという状況ですね。わかりました。ありがとうございます。

○桑田委員長 そのほか、ありませんか。

失礼があっちゃいけないんですけど、夜盲症で、そのことで交通事故とか、交通事故じゃなくてもいいんですが、事故とかいうのは、僕、調べておけばよかったんですけど、そういうのはありますか。大きな事故でなくても、例えば踏み外したとか、道が整備されとる整備されてないは別とし

て、そんな例はこれまでにないんですか。

○桑田委員長 花田さん。

○花田請願者 はっきりと夜盲症で事故だという新聞記事は、この10年ぐらいの間、割とそういう福祉関係の情報とか、特に視覚障害者の記事は聞くようにしているんですけど、夜盲が直接事故になったという話はほとんど聞いてないですね。ただし、網膜色素変性症というのは視野が狭くなる人が多いですね。さっきの5,000から8,000人に1人という病気ではありますけども、視野が狭くなるために、やはり交通の中で、例えば飛び出しとかそういうことに対して反応が遅れますよね。遅れるケースが多くて、それでどこの都道府県だったか忘れちゃったけど、事故になって、裁判になったときに、網膜色素変性症ということがわかっていて運転をしたということで、裁判としては過失があったということがあったという事例は聞きました。

我々の仲間にも、網膜色素変性症ということがわかっている人は、やっぱりできるだけ車の運転をしないようにということは伝えられています。直接夜盲ということ、多くの場合、ニアリーイコール、かなり近い関係で9割以上が恐らく視野が狭くなった人というのは、子供のころから夜盲を持っているという人ではあります。ちょっと直接の回答になりませんが、1対1ではありませんけど、そういう傾向はあります。

○桑田委員長 今のこの眼鏡というのか、物については、歩行するときには使えますよね。どうなんですかね。歩行も使えないんですか。だから静止した状態で使うということですか。

モリノブさん。

○モリノブ請願者 歩行ではもちろん使えます。これをつけて歩くということ、そのためにあるものだというふうに理解しています。ただ、先ほど来出ているのは、車の運転に使うというのは、この間メーカーのほうと話をしたんですが、今のところは考えていないと。これをつけて事故があったときにどうなのかということになりますので、これで車の運転もできますよということは今は言ってませんということはおっしゃいました。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 先ほど三次市では10人程度ということなので、もし仮にこれが可決された場合は、やっぱりこの10人さんぐらいの申請というか、あるということで理解しとっていいですか。それともまだどっと増えるのか。

○桑田委員長 モリノブさん。

○モリノブ請願者 網膜色素変性症という症状を持った人が10人余りいるだろうということは思うんですけど、網膜色素変性症の方、進行していくともうほぼ全盲状態の人もあります。全盲状態になるとまたこれが使えないんです。それと、網膜色素変性症の中にも一部夜盲症があらわれない人もおられます。例えば、実はここにいる花田会長も夜盲症があらわれないほうの、逆に中心の視野からなくなって周りだけが残っている状態なので、周りだけが見えている人は余り夜盲が出ない。目の構造上そうなるらしいです。そういう人たちが3分の1かそれ近くいらっしゃるかなということを考えますと、10人のうち6,7人程度がこれがとてもいいよという人かなというふうに思います。

○桑田委員長 その他、ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、質疑がないようですので、本請願についての説明及び質疑を終了いたします。花田さん、モリノブさん、ありがとうございました。

(請願者退室)

○桑田委員長 それでは、これから福祉保健部の方に入ってきてもらいます。

(執行部入室)

○桑田委員長 福祉保健部の皆さんにお越しいただきました。福祉保健部の皆さんには、午前中に引き続きよろしくお願いいいたします。

請願第2号、暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書について、福祉保健部のほうから何か御説明等がありましたらお話いただきたいんですが。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 説明というのはどこら辺をさしていただければよろしいでしょうか。

○桑田委員長 それでは、今の福祉保健部のほうから説明等ありませんので、委員の皆さんから福祉保健部のほうへ質疑があればお願いいいたします。

保実委員。

○保実委員 1点教えてください。この請願ですが、この暗所視支援眼鏡の対象者は今、三次市では何人ぐらいおるといふのを把握しとるんですか。

○桑田委員長 影山課長。

○影山社会福祉課長 暗所視支援眼鏡の対象となる方、いわゆる夜盲症と言われる方になろうかと思いますが、こちらのほうの方の正確な人数は把握できていないようでございます。しかし、身体障害者手帳の所持者のうち、視覚障害の方は232人というようでございます。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 今説明しちゃったんですけど、請願者の方が。三次市では大体10人ぐらいおるといふことをお伝えしておきます。

○桑田委員長 ほかに。

横光委員。

○横光委員 もし日常生活用具として認めた場合、国の補助とか県の補助というのはあるのか、どの程度の補助率なのか、教えてください。

○桑田委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 日常生活用具の給付事業は、安心生活支援事業という国及び県の補助対事業となります。基本的には国のほうは2分の1の予算の範囲内、県のほうは4分の1の範囲内ということになっております。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 ということになると、例えば日常生活用具としてやったほうがいいですということになると、例えばその限度額というのを決めていかにやいけんということになるわけですね。今回出

とるのが39万5,000円ということになると、それを全額認めて40万の支援ということになれば、全額の4分の1を市が支援するということなる。それは金額としては、市の中で限度額というのは決められるんだと思います。それでいいですか。

○桑田委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 今、横光委員が言われたように、限度額につきましては市のほうで、市が決定することができます。自己負担につきましては、基本的には障害者の場合には1割負担が原則となっておりますけれども、その方の世帯が住民税課税か非課税かによって負担の上限月額というものが決まっております。非課税の場合でしたら、基本的には負担はないと、ゼロ円ということになります。市町村民税の所得割額が16万円未満の世帯、この中でこういう世帯が一番多いと思われれます。現在の市の規定でいえば、利用者の負担上限月額は9,300円ということになります。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 日常生活用具の制度を見てみると、給付の決定は各市町村が行うと。地元の市町村の判断によるというふうに書いてあるんですが、三次市でこれがいいということになると対象になっていくということで理解してもいいんですよ。国が認めるということはないんですよ。この地域にあってはこういう日常生活用具が必要ということになればそれでいいということになるんですよ。

○桑田委員長 ほかに。

藤岡委員。

○藤岡委員 このHOYA社、先ほどもちょっと質問させていただきですけども、HOYA社の暗所視支援眼鏡で、例えば40万円して購入されて、補助が出て、その後のメンテナンスですよ。やはり機械なので壊れたりすることがあると思うんですよ。その場合の支援というか保証というか、例えば修理費等はこれは利用者負担になるのか、それとも、このHOYA社が5年保証じゃとかでこの企業負担になるのか、それとも、これもまた日常生活としての何か支援対象になってくるのかということなんですけども、そのところがわかりますか。

○桑田委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 障害者の日常生活用具につきましてはの修理でありますけれども、修理は給付の対象にはなりません。ただし、品目ごとに耐用年数というものを定めることとなります。ですので、その耐用年数が経過するまでは次の新しいものをお出しするということではできませんが、その年数が経過した後はまた再度申請をされれば新しいものが出るという制度であります。

○桑田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ということは、今言われたように、耐用年数が今回ははっきりわからないようだというところであったんですが、それに加えて、例えば新しい機能がついた新しい商品が出るとするじゃないですか。今回も先に出たのは広角機能はなかったけども、新しく広角機能がついたと。これからどんどん性能がアップして、いろんな軽量型とか、バッテリーが長くもったりだとか、そういう新商品が出てくることに、これって一度また議会を通して対象にこれを給付するかどうかの審議をしないといけないのか、それとも新しい機能がついたら、それは随時自動更新というんですか、

していくのかというところはどういう判断になるんですか。

○桑田委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 制度の改正でありますけれども、いわゆる技術が進歩していくことも大いに予想されます。その都度品目の追加でありますとか、それから耐用年数の見直し、あるいは先ほどの限度額、製品自体の限度額の見直しというのも、これまで他市の状況を見ながら、他市と、どこで生活されても余りサービスの格差がないように、他市の状況もにらみながら設定してきたという実情もありますので、そこらは今回の品目についてもそういった、もし導入するということになるのであれば、そういった研究をして設定するという必要が出てこようかと思えます。

○桑田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 これは質問ではないんですけど、天草市が初めて認定したというところで、私が調べたところ、1年ぐらいかけて審議されて結論に至ったそうなんです。1年もかかったの、何かいろいろあったかと思うんですが、そこがちょっと気になったので質問させていただきました。

以上です。

○桑田委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 実は、この件につきましては、秋ぐらいに私たちも聞かせていただいております。全国的にちょっと実例がないものですから、なかなか先ほどのような、事務的な、次こうなったときの次の対応、次の対応という、まだそこまでの想定もできていない状況でございます。実際に私は使ってみたんですけど、10分、15分ぐら。それがその方たちにとってどうなのかという、私からは普段見える状態で使うので、本当に不自由な方が使われるという感覚とは違うと思えますけれども、その基準がちょっと今ないものですから、例えば何かの認定品であるとか、許可されたものであるとかいうのがないものですから、今の形での慎重な審議というのはやはり要るのかなというのは、協議してきたこれまでの3カ月、4カ月の経過でございます。

○桑田委員長 そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、福祉保健部のほうでも、またいろいろとやってみてください。何も無いというんでしたら、何も無い状態からだったら考えにやいけんですけど、もう国が補助しとるとか、都道府県がしとるということになれば、それなりのことはちょっとやってもらおうという、アクションをとっていただければというふうに思います。

以上で、請願第2号の審査を終わります。福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

(陳情者入室)

○桑田委員長 それでは、続いて、今度は陳情第1号、妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについてを議題といたします。

本日は、陳情者の広島県保険医協会からお越しいただいております。大変お忙しい中にもかかわらず御出席をいただきありがとうございます。

それで御意見を伺う前に、会議の進行について少しだけ御説明しておきます。これから陳情の内

容について10分ぐらいで御説明をしていただいた後に、各委員から質問させていただきます。発言していただく際は、委員長の許可を必要とし、私に、手を上げていただければ、陳情の趣旨を言っていただけます。その陳情以外のことになりましたら、私のほうからちょっと止めさせていただくかも知れませんが、その辺は御理解いただければというふうに思います。

それでは、陳情について御説明のほうをお願いいたします。

岩下さん、よろしくお願いします。

○岩下陳情者 このたびはこのような説明の機会を与えていただきありがとうございます。私たち広島県保険医協会は、広島県内の医師・歯科医師が所属して、保険医の生活の権利を守りまして、国民医療の向上を目指して事業や活動を行っています。また、全都道府県の保険医協会を束ねまして、全国の保険医団体連合会として活動しています。

現在、妊産婦の外来患者を診療する際の母体や胎児への配慮を診療報酬上で評価する妊婦加算が現在凍結されています。妊産婦への診察は通常の診療以上に、投薬や検査方法の選択などきめ細やかな配慮、丁寧な説明が求められます。そして、これら妊産婦への配慮や手厚い医療に対する医師への評価というのは診療報酬点数の算定のみ行われています。

ですが、手厚い医療を保証する診療報酬が患者の負担の増加になるという制度の矛盾が顕在化してしまいました。厚労省の有識者会議では、妊産婦に対する質の高い医療を評価、推進することが必要であると提言しています。さらに、2019年7月17日、第3回妊産婦に対する保険医療体制のあり方に関する検討会では、妊産婦には妊娠高血圧症や胎児発育不全など産婦人科的合併症だけではなく、全ての診療科の領域での合併症である偶発合併症という病気を発症するリスクが高いと説明されているほか、妊産婦の全体の38.4%が妊婦健診以外で産婦人科以外の標榜科を受診しているという状態となっています。受診内容としては、内科において感染症の治療が全体の42%、歯科では歯の痛み、歯茎の腫れが24%、耳鼻咽喉科では喘息、甲状腺の病気が20.9%、眼科では目の充血やかゆみが13.9%など見られておりまして、妊産婦の3分の1以上が偶発合併症によりさまざまな診療科の医療機関での受診を必要としています。

先ほど述べたように、妊産婦への診察は母体と胎児へのきめ細やかな配慮を要する治療の選択や薬の処方の際の十分な説明など、他の患者よりも時間と労力を要します。産婦人科はもちろん、産婦人科以外の医療機関でもこのような配慮を正當に評価することが妊産婦の受け入れにつながることから、妊婦加算の凍結解除もしくは同等の評価が必要とされています。

それにあわせて、患者負担の軽減をするための医療費助成制度が欠かせないという考え方が出ています。現在の全国の妊産婦医療費助成制度の現状については、我々全国保険医団体連合会が2019年9月11日時点で各市町村による調査を行った結果、妊産婦に対して疾患や受診科目による制限がない医療費助成制度を実施している自治体は、全47都道府県のうち13道県、156市町村、中国地方では岡山県の矢掛町1町のみ、これらが妊産婦の医療費助成制度を行っています。

このほかに低所得者、低所得者というのは、前年の所得税の世帯課税額が年3万円未満の家庭を対象に、5つの疾病、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患に罹患している妊産婦

の入院費の一部負担を給付しているという地域もあります。これは1997年3月まで国の制度として実施されていた妊娠中毒症等療養援護、これが同年4月から一般財源化されたものを準用するという内容となっています。

また、医療費助成の対象については、妊娠中と出産後1カ月までと定められている地域が多数占めています。しかし、母子健康法第6条や児童福祉法第5条には、妊産婦を妊娠中または出産後1年以内と明記しています。当助成制度についても同様の期間を保証されることが必要と考えます。

妊産婦を対象とするものに限りませんが、日本全国どの市町村に住んでいても、地域的特性や経済状況の影響がなく医療を受けられるようにすべきであるという考え方から、陳情項目のとおり、疾患や受診科目、そして所得による制限のない妊産婦医療費助成制度を国の制度として実施することを求めています。国による統一された制度創設のために、まずは各自自治体での制度を早期に創設し、その地域住民の生活状況に即した施策を実施、充実していただけますよう陳情いたします。

以上でございます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対し質疑のある方、お願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 ありがとうございます。ちょっと勉強不足でよくわかっておらんので、ちょっと具体的に、ここがこういうふうに悪くなったということを少し。

○桑田委員長 岩下さん。

○岩下陳情者 例えば、よくメディアで取り上げられているんですけども、コンタクトを処方するという受診に対しましては、こちらはよく妊産婦であっても一般の方であっても、結局視力に関しては誰であっても同じようにコンタクトをつくらうとしたり、眼鏡をつくらうとしたりするという場面は出てくるということなんですけれども、そこに妊婦であるという条件がつくことによって、医療機関としましては妊婦加算ということで点数が多く与えられます。つまり、医院の収入が妊婦であるということで少し上昇するという。

こちらの医療機関のメリットのみを優先させてしまいまして、コンタクトを処方するとき、例えば妊婦であれば目の充血など、ほかの方が起こりえない症状が起こるということがあるんですけども、そういったところの診療をせずにただ妊婦加算という形で点数をとってしまう。妊婦であるからこそ必要な医療行為をせずに点数だけ取ってしまうということで、単純に、言い方が悪いんですけども、点数だけとってしまうと、それらがあかると出てしまいまして、それは実際患者のためではなく医療機関のもうけとして加算を使ったのではないかということでやめられてしまいました。

本来は、やはり医療機関に慎重な診療行為をした場合にのみ与えられるというふうに、医療機関が十分に診察を行ってれば、それらは問題なかったんですけども、どういうことをしなければならぬのかというルールが定められていなかったのも、今に至っているということです。

○弓掛委員 というふうになったから、どう改正を。

○岩下陳情者 やはり、この加算をとるときのルールをしっかり定めるということがなされていな



いまま、この点数という制度ができてしまったというところに問題があるので、この加算をするときに医療機関がどういうことをしなければいけないかという明確な細かいルールが定められないと、これが機能しないということです。

○弓掛委員 そこをしっかりと決めるようにしていくということですね。

○桑田委員長 そのほか。

竹原委員。

○竹原委員 この診療報酬の中にあるように、国が妊産婦医療制度、医療費助成制度というのは、これは今どういう方向に、基本法だけではできとるけど、具体的にはそういう制度の実施の方向というのはどういうふうなことになるんですか。ちょっと教えていただきたい。

○桑田委員長 岩下さん。

○岩下陳情者 先ほど言われましたように、この2018年の基本法が成立してからは、およそ具体的な内容についてはまだ全く審議されていないものだと思います。ほかの子育ての医療費補助制度のように各自治体に丸投げという形で、これらの各市町がどんどんそういった制度をつくっていけば、国も動かざるを得ないというような形で、今ちょっと様子をうかがっているという状況であります。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 普通、基本法をつくったら、当事者とか該当の団体などが要望をして、それに伴う具体策を国としてつくりなさいというのをやるじゃないですか。そういう動きはないんですか。

○桑田委員長 岩下さん。

○岩下陳情者 陳情のほうに書いているように、国は自治体と一体となって、自治体は国と一体となってというような形で、自治体が動けばということで、まだ国から何かを動かすというふうにはなっていないという。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 心配なのは、御存じのように地方交付税そのものが減らされとるんですよ。20兆円あったものが今15兆円程度に下がっているんで、国があればせえ、これもせえと言うても、なかなか地方自治体にはそういう金がないので、何かの制度をなさよといったときには、基本的には金もつけて普通は来るんですよ。これは妊産婦医療費制度も何ぼか国から来ていますが、今言ったように全体の医療制度を構築して、地域で。もちろんこの三次市でもすればいいと思いますけども、基本的には金をつけて、国がそういう制度を実施するよと。特にそういう関係者などが国へ要望したりして、この制度が創設できればなというふうに思います。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 先ほどの説明を聞いたんですけども、またちょっとよくわからなくなって。新聞報道なんかで、妊婦加算で、妊婦のほうに何か負担が増えるというのを聞いてみたいな、ずっと私は思ってたんですけど、先ほど話を聞いたら、妊婦加算は医療機関が得するみたいな説明だったと思うんですけども、妊婦はどこで負担が増えとるということですか、今までよりも。

○桑田委員長 岩下さん。

○岩下陳情者 今、医療を受けたら多くの方が3割負担で窓口でお金を払うようになっているというのを、そちらで払う際に妊婦加算ということで例えば100円増すであったりとか、窓口で支払う金額が多くなっている。

○弓掛委員 それを言っとんたんかな。

○桑田委員長 岩下さん。

○岩下陳情者 やはり医療機関にも、先ほど言ったような時間であったり、そういった労力というものがかかりますので、そちらの医師の皆様にも当然診療の同等の評価ということで、診療報酬を与えていただきたいんですけども、それを妊産婦の方がかぶるのではなくって、それらのかかった妊婦の加算分を補助していただくというところで、医療機関も収入を減らすことがなく、妊産婦の方も支出を減らすことがなくといった制度であれば、うまくいくのではないかと思います。

○桑田委員長 ほかに。

藤岡委員。

○藤岡委員 どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

先ほど岩下さんの説明の中で、38.4%ほどの妊産婦の方が産婦人科以外の受診をされているということであったんですけども、そのところの平均の費用というものがもしわかれば教えていただきたいのと、陳情項目にある疾患や受診科目の制限がないというところ、歯科医とかも含めて全て制限がないという意味なのかということをお伺いいたします。

○桑田委員長 岩下さん。

○岩下陳情者 まず1つ目の質問なんですけれども、費用というと、こちらのデータが平成30年4月17日の厚労省妊産婦に対する保険医療体制のあり方に関する検討会で公表された資料から使わせていただきますけれども、具体的な費用というものはちょっと公表されてはなくて、あくまでも妊産婦の方がどの科目を受診したかというデータだけが公表されているので、費用についてはこのくらいですと言うことはできません。

2つ目の御質問なんですけれども、保険診療が有効となる範囲で、医科・歯科関係なく全ての診療科で対応できるようにしていただきたいという内容です。

○桑田委員長 そのほかありませんか。

横光委員。

○横光委員 陳情趣旨は、妊産婦に対して疾患や受診科目の制限のない妊産婦医療費助成制度を国が創設するというのは、先ほど言われた妊産婦であるがゆえに他の病気もありますよ。その上に目がかゆくなるとか、あるいはほかのところの疾病があるので、妊産婦加算はつけてほしいというのが医療費に関することなんですか。実際問題、それを医療機関によっては妊産婦であるがゆえの診察をしないで、その治療費をとるから、余計に負担をとられるという、妊婦の人がそういうことを訴えたから凍結されたということですから、ここに書いていらっしゃるの、これを妊産婦の人が眼科に受けるときにはこういう診療をして、こうなさいよということをはっきりしなさいよということですか。

○桑田委員長 岩下さん。

○岩下陳情者 現在、医療機関でお医者さんが診療して、点数があるんですけども、あれがどういった内容をしていたかというチェック項目がございまして、それが全てチェックされたら、その点数をとれるというルールになっていまして、もちろんそれが実際に行われていなければ、現在その診療報酬を請求する先で、医師側に問題があるのではないかとといったチェックが入っておりますので、そういった手順もしっかり踏まえられるような枠組みをつくった上で、先ほどおっしゃられたようにこういった制度を進めていければと思います。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 その制度実現のためには、各地方自治体が医療制度をやるように言ってくれということですね。そういうことですね。同じような体制で、妊婦の人が受診に行っても、どこでも妊婦としての健診、そしてまた外科へ行っても、あるいは内科へ行っても、妊婦としての診察をするというか、健診等とかをすることというか、必ずして、それを妊婦加算にしていくというのがあって、それを正當に認めてほしいと。だから、それは妊婦のほうに加算しないということを地方自治体のほうから国のほうにとということですね。わかりました。

○桑田委員長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、質疑がないようですので、本陳情についての説明及び質疑を終了します。岩下さん、細川さん、ありがとうございました。

(請願者退室)

(執行部入室)

○桑田委員長 福祉保健部の皆さん、引き続きよろしくお願ひいたします。

陳情第1号の妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて、福祉保健部から何か御説明等ございますでしょうか。ないですね。

それでは、このことについて、各委員の方から福祉保健部のほうへ質疑がありましたらお願ひいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 妊婦加算が無くなって、だから妊婦さんの負担が減るわけですね。減るということはどこかが払うということですね。市がどのくらいになるんですか、額が。

○桑田委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 詳しくは後で課長のほうからありますけど、特に妊婦には注意をしなきゃいけないということで、あえて加算をしたものであるもので、それだけなので、どこかで負担が増えるというものではないというふうに考えております。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 妊婦加算の件につきましては、これは診療報酬の中での加算という形になっております。医療費の診療報酬のほうでの加算という形になりますので。

○黒木副委員長 病院が請求するものですね。国の負担が増えるだけであって、三次市の負担はないですね。

○富野井健康推進課長 三次市の加算に関しては。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 今まで妊婦さんがいくらか払っていたわけですよね。それがなくなるということは、それは今までは保険のほうで。市の負担はないのか。

○桑田委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 それは病院が請求する金額が下がってくるだけで、負担が増えるものではないというふうに認識しております。要するに、妊婦だとお医者さんが気を使って診察せにゃいから、その分加算をくださいよというふうにして、あえて例えば500円とか1,000円をつけてお金を請求していいですよという制度で、そうしたら世間からすればそれは不公平だということでクレームが来て、やっぱりとりやめたという。

○弓掛委員 妊婦さんが余計払ったんでしょう。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 おっしゃるとおり、妊婦さんが負担が増えて。

○弓掛委員 妊婦さんの負担がなくなると市の負担があるということで、財政の負担になるかなと。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 藤岡委員が、例えば行ったときには、妊婦加算がついたと。同じ内科に行って。普通の妊婦でない人が行ったら加算がない。加算がないということは、加算を払わんわけですから、医療機関が損しただけで、だから同じなんです。保険医療で見ただけ。加算が。ですからそれを保険にさせていただきたいと。点数にして、妊婦さんが来たったらこういう気分を使うてこういう診療をするんじゃけん、妊婦加算点数というのを張りつけて診療報酬としてください。その点数がついたら、今度はうちは国保だったら大体12.5%ぐらいは保険税で払うわけじゃけ、それプラス市の負担分やな。そういうようになってくると思います。

○桑田委員長 副委員長。

○黒木副委員長 結局は、今の医療機関のあれを守りたいから来とってんじゃないんですかと、そう見とるんですけど。結局これはあれでしょう、このグループのあれを守りたいけれ、これをしてくれ、国に各市町村でまたあれして、制度をしてから国を動かしてくれえいうて、国を動かしてくれいうて来とってわけじゃけん、自分の医療を守りたいと。医者とか病院の、このグループの人が、今の人が代表になっとなって、そういう意味の陳情なんですかね。僕はそう思う。

○桑田委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 今回の陳情については、私は直接かかわったわけではないですけども、基本的には少子高齢化、少子化に対して、子供さん若しくは妊婦さんの切れ目ない医療体制を確保するという、1つ、基本はそこにあるんだろうと思います。それに便乗するっちゃおかしいんですけども、そういった中で妊婦さんの負担をなくすように費用負担をやめたらどうかという、ただで見てやればどうかというような話が大きなところだと思います。それは妊娠とかじゃなくて、ほかでの診療科についてということで設けられとるんで、お医者さんはこれでもうかるというところと

違うのかなというふうに感じておりますけども。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 これにつきましては、事前資料として今回、法律名は長いんですけども、成育基本法という法律が施行されたことに伴いまして、今回、広島県保険医協会様のほうが、各市町のほうに、妊婦の医療費助成ということで一律の負担で軽減したもので、どの診療科にかかっても妊婦さんが健診以外のところで医療費のほう負担軽減をされて、健康の保持増進に役立つであろうというところが目的だというふうには伺っております。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 成育基本法ができて、国の基本法ができたなら、地方自治体には何をせえということが来とるの。

○桑田委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 成育基本法が成立することによって、国が国の計画を定めます。それが県と市町村におりてくるとい段階で、今の文面で読み取れるのは、それだけ医療が受けられる体制とか、制度を充実させなさいということ。要するに、例えば小児科が無いようじゃいけないというような形。婦人科は、そのエリア、医療圏の中で無いようじゃけんとうというのが監督しなさいということなのかなと思います。あと費用面のところは、これではちょっと読み取れませんので、まだ国の計画が出ましてから、ここら辺はちょっと読み取れるのかなと思っていますけども。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 歯医者と子宮頸がんは何だったっけ。あれぐらいしかないの。眼科とかいうのはないんよね。妊産婦に対する診察券というのは、一般の診察には全然うちはその診察券は出しとらんのですね。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 委員おっしゃるとおり、妊婦健診とそれから妊婦さんの歯科の健診、子宮頸がんの検診については、妊婦の助成券のほうで行っていただいているということで、これは医療適用外のところになります。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 一般の内科とか眼科とか、さまざまところへは診察券ということでは出してないんですね。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 そこにつきましては、普通の個人の保険証での医療費負担という形になります。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 この陳情はそれをしなさいということでしょう。内科じゃろうが、外科じゃろうが、眼科じゃろうが、歯科じゃろうが、一般のところへ行ったときもこれは医療費助成制度を三次市において創設しなさいという陳情やな。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 そのとおりだと思います。

○桑田委員長 だから国が言うとなのは、妊婦さんに関係することは助成するということですよ。ただ、今の陳情はそうじゃなくて、妊婦さんならどこに行ってもその助成制度で対応する、例えば全て、それが妊婦のことなのか何なのかわからなくても、とにかく妊婦ならどこに行っても、そういうふうな感じなんですかね。

富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 妊産婦となっておりますので、妊娠期とそれから産後、いつまでの期限かはわかりませんが、どこの科にかかれても、妊娠と直接関係はないということはないんですが、妊婦さんの健康の保持増進に係るところですからそれでそういうことに、適用ということになっております。

つけ加えさせていただきますと、県のほうにも確認したところなんですけれども、この法律の中にも書いてありますとおり、まず国のほうがこの成育基本法を、国の協議会のほう、今から設置をされるという予定になっているということで、それを受けてまた県がどのような動きをするかということになってくる状況があるということです。

○桑田委員長 これからの都道府県のアクションが、アクションをどうとられるかということですね。

竹原委員。

○竹原委員 今、妊産婦に対する国や県の補助というのはどれぐらいのところで行きよんですか。例えば14回妊産婦検診があるじゃないですか。これは全額国が出しとるんですか。歯科とか、子宮頸がんとかいうのも。これはどこの費用で。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 妊婦健診、歯科検診といったところは、今全て市の財源のほうでしております。恐らく交付税措置にはなっていると思われるんですけれども、ただ、今、産婦健診、2回は市のほうでしておりますけれども、それについては国庫補助のほうがあるという状況です。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 国庫補助はその2回だけなんですか。

○富野井健康推進課長 産婦健診の2回分が1回5,000円、上限としての補助が2分の1という感じです。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 資料をいただいたほうの4ページには、法制上の措置等で、「政府は成育医療等の提供に関する施策を実施するため、必要な法制上または財政上の措置を、その他の措置を講じなければならない。」。だから、もし国が今から制度を確立していくならば、財政上の措置として県ないし地方自治体へそういうほうでということやな。今やるとすれば先んじてやるということなる。

○桑田委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 制度が読み取れないところがありますが、二通りありまして、医療制度で賄うことが国に要望されている部分なのかなというふうに思っています。医療費制度の中で負担金がな

いようにされるというのがあって、もう一つは自治体だけで、重心医療とか乳児医療のような形で自治体単位でやれという2つの手法があると思うんですけど、そこはちょっとわかりませんので、国がどういった方向に向くかというのがですね。国がせんかったら自治体でやれというのが最後にあるのかもしれませんが。

○黒木副委員長 まだこれから国が決めてくるということですね。

○桑田委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 今のこども医療というのは自治体の裁量でやっている。というのが一部負担金を本人が払うものが自治体がかわりに払っているというものであって、医療費制度で考えれば、本人負担金がなくなるというその違いがあります。

○桑田委員長 副委員長。

○黒木副委員長 これから国の制度が、考えがおりてくるので、その前にこのあれを多分市町で考えてほしいのかなという話をしておるんですね。それがあれかなと今、陳情に来られた目的かなと。

○桑田委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ほかにないようでしたら、以上で陳情第1号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

(陳情者入室)

○桑田委員長 それでは、これより陳情第2号、三次市学校給食調理場再編に関する陳情書を議題といたします。

本日は陳情者の三次市学校給食調理場再編を考える会からお越しいただいております。大変お忙しい中にもかかわらず御出席をいただきまことにありがとうございます。

それでは、御意見を伺う前に会議の進行について御説明しておきます。まず陳情の内容について10分程度御説明していただいた後に、各委員から質疑をさせていただくことにしております。申しわけないんですが、発言する際は委員長の許可を必要としておりますので、また発言は陳情の趣旨の範囲内で行うようお願いをしておきます。

それでは、陳情について御説明をお願いいたします。

藤田さん。

○藤田陳情者 今日はありがとうございました。早速ですが、陳情の趣旨を説明させていただきます。私たちは平成30年3月に三次市議会全員協議会に学校給食調理場再編基本計画案が提出されたことを知り、4月に教育委員会に資料の開示をお願いしましたが拒否されました。保護者、学校、生産者といった給食に関連する当事者に知らせず計画が進んでいることに強い危機感を覚えました。そこで5月に三次市学校給食調理場再編を考える会を立ち上げ、活動を積んできました。今日ここにいるのがそのメンバーで、私が代表です。よろしく申し上げます。

また、市のPTA連合会で教育委員会から計画について説明いただけるようお願いしていただい

たところ、平成30年11月に全体での説明会が、平成31年1月には5つの中学校区で説明会が開催され、アンケート、これは参加者に対するアンケートも実施されました。その後、令和元年10月18日に第1回三次市学校給食調理場整備計画策定委員会が開かれました。旧三次市にある6つの調理場を廃止し、中学校の給食も含めた4,000食を1カ所で作る新学校給食調理場の整備計画を2回を視察を含めた5回の会合で20年1月に整備計画を策定するという委員会です。

今年11月に行われた議会報告会の複数の会場で、この策定委員会が問題にされました。1つ目の問題は、策定委員は三次市が指名した保護者や学校関係者12名であるということです。この策定委員会の人選は適当だと言えるのでしょうか。今後の公募委員も含めた公募制の委員にすべきではないのでしょうか。

2つ目は、策定委員会の審議内容がわからないということです。去年1月に開催された保護者説明会では、参加した保護者や生産者から多くの不満の声や反対意見が出されました。教育委員会はそのときの説明の案はあくまでもたたき台であって、出された意見を持ち帰って検討し、何らかの形で返していくと回答しました。ところが保護者には何の話もない、何の説明もないまま策定委員会が行われています。市のPTA連合会とも協議をしていくと答弁されたにもかかわらず、協議どころか報告すらない状態です。

私たちはどんな話し合いが行われているか、第2回策定委員会の傍聴を求めて、11月7日に会議の場に行きました。その結果は、委員会での決定で非公開となりました。学校給食のような大勢の子供たちの未来にかかわる整備計画を策定することは、大きな責任を伴うことであり、公開が原則であると考えます。市はこの委員会の役割と責任をどのように考えているのでしょうか。

また、平成30年3月20日に、三次市学校給食調理場再編基本計画が提出をされてから、定例議会までに多くの議員から、この計画に対する質問や問題の指摘が行われてきました。また、12月議会では新たな提案なども行われています。しかし、教育委員会はそれらにも十分応えているとはいえない状態です。

私たちは人口が減少し、歳入が減っていく中、これからの三次市がどうあるかについて考えています。子供の数が減っていけば学校の統廃合についてもいずれ考えなくてはなりません。この共同調理場再編計画のような進め方では、当事者である私たちは黙って計画を受け入れるか、計画に反対するかしかありません。どちらにしても行政に対する無関心と不信感を生むだけになってしまいます。行政改革を進めるというのであれば、行政改革の基本理念である、透明、参加、選択にのっとって情報を公開し、市民と行政が協働してどのような選択をするか検討すべきではないでしょうか。

次に、陳情事項を読み上げさせていただきます。1、保護者、生産者、栄養士、調理員、教職員などの給食に直接かかわる当事者と行政及び給食に関する専門家による公募式の検討委員会で、学校給食調理場再編計画を策定するようにしてください。

2つ目、教育委員会が保護者説明会やアンケートで出した意見や要望についてどのような検討を行ったか、また何を再編計画案に反映させ、何を反映させなかったかを保護者に回答するようにしてください。



○桑田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して質疑のほうをお願いしたいと思います。

藤岡委員。

○藤岡委員 本日はありがとうございます。よろしくお願いいたします。

陳述事項の中から2点の質問をさせていただきます。まず1つ目の、この公募式による検討委員会を要望するところがあるんですが、今現在、御存じのように3回の策定委員会が既に終了しています。この公募というのは、あと一応予定では2回というふうになっているんですけど、今後4回目、5回目からの公募式を求めるのか、それともゼロから、もう既に3回行われたんですけど、もう1回目からまた新たに公募式で、もちろん専門家の公募式での検討委員会を新たに作っていただいて、また策定委員会をしていただきたいのかというところ。

2つ目が、2つ目の教育委員会が保護者説明会やアンケートで出した意見、要望について、何を反映させ、何を反映させなかったのかを保護者の方に回答していただきたいというところなんですが、どういう形での回答を要望されるのかなど。つまり保護者会をまた各中学校区で開いていただいて回答していただくのか、例えば文書という形で、ホームページで出していただきたいのか、出すといったところなんですが、そここのところをもしわかれば教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○桑田委員長 徳岡さん。

○徳岡陳情者 1問目の質問なんですけれども、公募式の検討委員会が4回目、5回目からか、1回目からもう一回ゼロからかということなんですけれども、私たちはゼロからを求めています。

2番目の質問なんですけれども、何を反映させたか、反映させないか、それをどのように保護者に伝えてほしいかということなんですけれども、全ての手段を使って伝えていただけたらと思います。もちろんホームページを見る方もいらっしゃると思いますし、私たちが説明会のときに教育委員会の方にお伝えしたのは、全ての学校の関係することであるので、全ての学校できちんと説明会をしてほしい、中学校区ではなくて、全ての小学校区単位でやってほしいということをお伝えしたんですが、中学校区ということしかなかったもので、知らない方も、出席率も非常に悪かったもので知らない方がほとんどだと思いますので、全てのやり方で、方法で伝えていただきたいと思います。

○桑田委員長 そのほか。

副委員長。

○黒木副委員長 今日御苦労さまです。この文章の中で、私たちは人口が減少し歳入が減っていく中で、これからの三次市の姿について考えています。子供の数が減っていけば、学校の統廃合についていずれは考えなくてはなりませんということがありますが、ただ、自校式がいいのが理想ですが、そういう将来の人口の小学校の児童生徒とか、今後建てかえなければいけない、耐震化で40年経過する小学校の統廃合は必ず避けて通れません。そして、それを建てることによって費用がかかりますよね。そういう費用が、三次市は来年からもう大変厳しい状態に少しずつなっていく中で、そこまで、今日来られている人の保護者の皆さんの子供が出たら後は知らないよと、予算がど

うなろうが、行政が大変になろうが知りませんよという、その点をどのような考えを持っておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○桑田委員長 徳岡さん。

○徳岡陳情者 もちろん私たちももう子供が実際減っていることは承知していますし、先日も新聞に掲載されたとおり、三次市の財源がすごく厳しいことも十分承知をしているんですけども、従来から市長が、従来からというか、所信表明などで市長がおっしゃっているように、選択と集中ということをよくおっしゃっていると思うんですけども、どこにお金をかけてどこにお金をかけないのか。

恐らく三次市は子育て日本一というビジョンというか、掲げられていると思うんですけども、その中でじゃあどこにお金をかけて、どこを減らしていくのかということも考えながら、一緒に保護者とまず皆さんにオープンに、市の行政の方針だったり、そういう子供がどれぐらいになって、統廃合がだんだん必要になってくるということをオープンにされて、私たちにも三次市の課題や現状などをきちんとオープンにされた上で一から話し合っていくということが大事かと思っているので、もちろん大変な状況ということは十分承知をしているんですけども、これから何を大切にしていくのか、そして私たちがいつも教育委員会の方に伝えているのは、定住移住の問題や、やっぱり子供の給食も地産地消でやっている、そして小さな規模で給食を地域の方のつくられた、農家の方がつくられたお野菜を使って給食をつくられているということが三次市の売りになるのではないかというふうに考えています。

そういったところから、ほかの市町と差別化することで、今から人口はどんどん減っていくという可能性がある中で、1人でも多くのそういった意識のある方が三次市に定住をしていただいて、子供から大人まで地域で顔の見える関係をつくりながら、おいしい給食を食べていくということが、子供たちのためにも、子供たちのためだけではなく、地域のため、そして三次市のためになるのではないかというのが私たちの考えではあるんですけども、そういうことも話す場所がないということが、市長やお伝えしていくことがないということが私たちにはとてももどかしく感じていますので、そういったことを三次市も、三次市の財源や、あと子供の数がどうなっていくのかをオープンにさせていただいて、私たちの思いとすり合わせながら考えていくことが必要だと思っ

て、この陳情内容2つを陳情させてもらっているところです。

○桑田委員長 藤田さん。

○藤田陳情者 本当に厳しいということはわかっています。でも、これまで自校式がいいというのが大前提でありながら、それでも自校式にできたらいいんですけども、そこは難しいということも十分わかっていることもわかっていたら、今なお私が申し上げたいのは、本当にセンターをつくるということが財政的にいいかどうかということを証明していないとか、提示されていないというところが大問題だと思っています。

教育委員会の試算は、ほかの給食施設を建てかえるという計算でやっているんです。それは建てかえたら、当然面積で計算していけば、教育委員会の言うスケールメリットということが発生しますが、私たちは別に新しい建物を、新しい給食施設を建てろ、建てかえろと言ってるわけではなく

て、耐震にしても最近は新しい耐震補強の仕方がある。また、今何とか工夫でやっているところを、もちろん本当に建てかえが必要なものとそうではないものとの査定もあると思うんですが、そこが教育委員会はもう建てかえが必要だなということは言っている。

そこに本当に専門家の目が入って、専門家がこれはもうこの方法しかないと言ってるかというところが、ちょっと正直怪しいなど。そのあたりは一般質問での答弁でもありましたが、本当に私ら素人から見ても納得できるような答えは返ってきていないと。本当にセンターは、言うように財政難の三次市にとって必要なことであるか、そのほうがいいのかということがまずわからないと。また民営化するとも言う。その民営化によって本当にどれほど財政的によくなるのか、財政面でプラスになるかということも実は証明されていないんです。そこもオープンにして議論をするというところに入っていないと。

さらには、教育委員会の回答で、民営化してこうやっていくほうがコスト的にいいはずですか、いいと思われませんかというような、何かあやふやな思い込みというか、もう先に民営化あり、民営化あり、センター化ありきで、きちんと厳密な意味での精査をしての回答ではないのではないかとと思われる節がたくさんあるということで、こういう部分を議論したいんです。そうやって、やっぱりこれがいいかもしれない、あれがいいかもしれない、いろんな案がある中で、これが財政的にベストではないか、財政的には多少かかるかもしれないけれども、それは定住だったり、食育だったり、いろんなことを考えた上で、これが一番ベストな案ではないかということ私たちは考えていきたいと。

今の教育委員会が答申した、出したやつに、これに従うか、これをのむのか、のまないかというような議論に今なっているので、そこを何とかしないと、これからの三次市の、統廃合も含めて、これからの財政のことを考えていくときに、全てをオープンに、できるものはオープンにして、関係する当事者や専門家を含めた話をする、給食がそういう一番最初の一步になってほしいと思って、この陳情をしておりますと考えていただくとありがたいです。

○桑田委員長 副委員長。

○黒木副委員長 思いはよくわかりました。ただ思ったのは、ちょっと聞くんですが、オープンにして教育委員会がしてやろうということになって協議しますよね、学校統廃合と兼ねた場合ですね。最終的にもうセンター化でしようがないとなったら従われますか、賛成されますか。それとももう、いやそれは絶対受け入れられません、反対のままで行かれるのかというのが1点。

それと、先ほどいろんな食育がありました。私は小浜市へ今年の春に行ってきました。食育の条例をしたまちです。そこは福井県小浜市です、北陸の。そこは元の市長が元県職の営農指導上がりです、トップダウンでそういう食育条例をつくって、子供から6年生まで、小浜市は山もあり海も、沿岸部もあるので、小学校6年生には魚がさばけるというキッズキッチンを3歳児からやっておられます。中田さんという課長がおられるんですが、その人が十何年かそうやってきて、三次市の話したら、それはセンター化は、自校式は理想ですが、時代のあれからすれば、最新の設備だったらセンター化も必要なことかもしれないと言われました。その中で食育とか、そこをどういうふうにしていくかが、そうなった場合課題ではないかと話をされたわけです。

ですから、食育については私も大賛成ですし、食べるものが、特に小さいときの栄養は下手するといろんな、大人になってからの味覚とか、実際あるんですけど、いろんな問題行動が改善されたという現実の中で、そういう点をしていると、考えるべきだと。私の個人の考えはセンター化にして、そういう食育とか、そこにお金をかけたほうが私はいんじゃないか、そういう充実ですよ。そういう点を、私個人の考えはそう思っております。ですから、そのセンター化になった場合、協議して最終的には賛成をされますかというのを。

○桑田委員長 徳岡さん。

○徳岡陳情者 ちょっと今日皆さんに追加資料として、今日できたてというか、とりたてのアンケートの結果をお持ちしたんですけども、もし配らせていただくことができれば。それで今の回答を、このアンケートを踏まえて。

○桑田委員長 原田さん。

○原田陳情者 よろしくお願ひします。今の答えを踏まえて、今配らせていただいで資料のお話をさせてもらおうと思うんですけども、先に答えのほうからちょっと話させてもらおうと、さっきもお話があったように、自校式というのは理想ですというお話は私たちもそう思っています。それに対してセンター化と自校式で戦っているだけではなくて、このアンケートの中にもあるんですけども、給食センターを3つ、4つに、4つぐらいに分割する案はどうかという案もあります。それは自校式にするよりはそういった面の経費も幾らか抑えられるであろうというのもありますし、あと、ちょっと話が前後するかもしれませんが、魅力的なまちづくりをするということは、市の財政をプラスにできると思っています。

教育委員会の意見というのは、あくまでも縦割りで、そこを安くすることだけに終始してはまずけども、それを先ほどから話にある農業や雇用や、農業推進や雇用、それからUターン・Iターン者をも期待するような、そういうまちの魅力づくりにつなげる、そういうことで重要なんじゃないか、そういうことで応えられるんじゃないか、プラスにできるんじゃないかということも含めて考えていって、絶対にそれが決まってしまったとしたら、それは民主主義ですから従わざるを得ないです。私たちはここでただ反対、反対と言っているわけではありません。ただ、きちっとそれが納得いくような、民主主義として話し合いがそこで持たれていないまま決まってしまうことに反対をしているんです。

ですの、この案の中にあるセンター化、それから3つ、4つに分けた、もう一つ分けた案、それと自校式、こういった案の中からのいいところをうまくあわせるようなことができないかということも思っています。

そして、このアンケートの説明をさせていただくんですけども、これは、私は川地の出身なんですけれども、川地ではもう何年も前から地元の生産者グループによって顔の見える食育というのを進めています。それはもちろん市が進めていたことでもあるし、国の食育基本法に基づいたものでもあります。それで食育を進める中でそういうことをやっています。それで、すごく子供たちは喜んで食べています。人気があります。今回こういうことが起こっているんですけども、残念ながらほとんどの保護者がまだ知らない状況です。それではやっぱり意見がそちらには行かないというこ

とで、こういうアンケートをつくらせていただいて、保護者で話し合っ、学校からも許可をいただいて、校長先生からも許可をいただいて、学校から配らせていただきました。その中で、こういう内容のアンケートをとらせていただきました。

そして、一番最初がその実物のアンケートです。2番目にあるのがアンケートの結果なんですけれども、まず59世帯、川地にはあります。その中でアンケートを皆さんに配って、49枚の返信がありました。84%という返信の率なので、すごく関心の高さがうかがえるなと思いました。その中での質問なんですけれども、1番の今のタイヨウグループの野菜を使った給食、川地の給食はどう思いますかという内容で、それにあるように「とてもよい」「よい」というのがほぼ全てです。2番目の川地のような地域が一体となった給食は今後どうなればよいですかという質問に対して、「ぜひ進めてほしい」「できたら進めてほしい」「余り進める必要はない」「廃止すべきでない」という答えで、「進めてほしい」と「できたら進めてほしい」ということで、ほとんどの意見になっています。3つ目のほうが、給食調理場ほどの程度の規模がよいかというのがあります。ここで自校式というのが30%、それは意見の中にもあるんですけども、かなわないのであれば、もう少し規模を、さっき言った4つぐらいに分ける案でる近づけるということがいいんじゃないかという意見が17%。大型給食センターがいいという意見があとお一人、17%じゃなくて17名でした。という答えが出て、こういう結果が出ました。

これは川地はずっと自校式をやっているの、自校式がいいという意見が1番になるのは当然だと思いますけども、全体の中で自校式でなければ、もう少し分けた意見でもいいから、もう少し小さくしたい、できることなら小さくしたい。そうすることで、先ほど言っていた食育というのを、大型給食センターをつくって別の部分で食育をしたらどうかというお話だったんですけども、食育というのは、やはり距離が遠くなればなるほど伝わらない。このアンケートの中にもあるんですけども、規模をある程度小さくしないことには、生産者との距離、畑との距離、そういったものが遠くなればなるほど、やはり書面の上でのものでしかない。教育というか、形でしかなくなってしまふ。

今、川地でできているのは顔の見える関係、より緊密な関係で地域の生産者に挨拶して、おいしかったよという挨拶もしながら、生産者と一緒にやる。その学校にいる調理師さんといろんな調理の仕方まで話をする。そこで本当に理想的な食育が行われていると思っていて、これはセンター化で幾ら経費をかけても、やはり届け切らないものだと思うんです。

です、自校式でなくても4つに分けた案などを含めて検討いただきたいということ、最後のほうに、一部いただいた意見をここに抜粋させてもらってるんですけども、全部読んだら時間がないと思いますので、このぐらいにさせていただきますが、直接の保護者さんの意見として、本当にすばらしい意見をたくさんいただいていて、こういった意見を持ち帰りながら、やはりこういうことが行われることも余り知らなかった、伝わってなかった、こういう状態のまま話が決まるということがないように、ぜひ委員さんのほう、教育委員会さんのほう、皆さんで、皆がきちんと話し合っ、決める学校給食ということを進めていただきたいという思いでございます。

○桑田委員長 大変貴重なアンケートをいただきました。ありがとうございました。

それでは、弓掛委員。

○弓掛委員 先ほど藤岡委員のほうからもあったんですけども、この陳情事項では、一からやり直せという。取り方によってはもう始まるとるので、始まってもう3回ぐらいやつとるので、追加募集みたいなイメージで。だったらあともう2回ぐらいという話になるんじゃないかなという、この文章からイメージがちょっとあるのと、それで例えばつくったとしてもオープンにして全部やられたら、一応それはしゃあないと言われたんですけども、皆さんの御意見は大体、聞かせていただいて大体お気持ちはわかるとるのでですけども、そういう定住とか、子供においしいものを食べさせたいとかいうのは、この陳情書には一応入ってないということで、それはそれでいい文章だと思うんですけども、それで、私らにオープンにしてくれと、私らも公開してほしいんですけども、御意見を聞いて、逆に私たちはどっちかという三次町で、中心部のほうなので、まだ中学校も給食はありませんし、自校式がいい、地元の野菜でというのがあるわけでもないの、農家のことを感じられるか、これは多分ないと思うんですよ。

そこらで、私は三次市は全部でやっぱり平等であるべきだというふうに思っただけですよ。だから、川地はそういう地元があって、いい給食があって、八次の方は大量生産を食うとるとするのはどうかというのがちょっとあるんですけども。あまり農家の思いとか、非常にいいとは思ってんですけども、なかなかこれと結びつけるというのはちょっと難しいという気がして。先ほど言った陳情書だったら皆さんの思いが伝わらんのかなといたら、伝わんでも、検討委員会を一からつくるのか、二、三人新たに募集するのか。アンケートをいろいろ出して、これは川地のアンケートですから、本当に一つだけ、八次、十日市のほうの本当の保護者の方を、たわしも聞きましたが、早くしてくれと、中学校を早くしてもらわないと間に合わんと、卒業してしまう。早くつくってほしいという、スピード感がないというのが、私の責任なんですけども、そういうスピードのこともありますし。皆さんの思いを伝える、今の定住とか食育とか。この陳情では皆さんの思いが伝わらないのではないかと。思う。

○桑田委員長 徳岡さん。

○徳岡陳情者 反対にどうしたら伝わるかをちょっと教えてもらえたら、そうしたら私たち、またちゃんと議論して提示することができると思うんですけども、ぜひそこは。

○桑田委員長 藤田さん。

○藤田陳情者 この文章をつくったのは私なので、ちょっと答えさせていただきますが、そこを書けと言われてれば幾らで書きます。書き直せます。けれども、私たちがここで問題としているのは、民主主義の手の問題なんです。もう最初から私たちが教育委員会に言っているのは、当事者を無視して話を進めていく、このようなやり方が本当に許されるのかと。もちろんその中に、そういうふうにするということは、やっぱり給食に対する思いだったり、食育に対する思いだったり、そういうことは本当に山ほど持っているんです。しゃべれと言ったらもう、多分夜を徹するまで延々としゃべれるぐらい、皆さんいろいろ持っていてずっとやってきている、子供たちにも食べさせたいということでやってきているんです。でもそういう話ができる場がないじゃないですかというところが一番なんです。

だから、そういう場をつくってくださいと。私たちの意見を言う場をつくってくださいと。そこにいろんな意見を言い出したら、その意見に対するやり取りで話が終始してしまう。それはもう、ここでもう絞って、時間のないところで皆さんにお願いするのは、話し合う場をつくってくださいなんです。話の中身じゃないです。中身は場ができてから幾らでも言います。とにかく今一番問題なのは、話をする場がないということなんです。話をする場もなければ保護者は知らないんですよ、知らせてないから。だって知らないほうが都合がいいわけですよ。

そうやって保護者に知らせない。どんどん話を進める。そして説明会をやるといったら自分たちの案をべらべらと、もうほとんど延々と説明をして、保護者からの質疑はもう本当に一往復だけで、もう意見を言ったらそれでおしまい。それに対する教育委員会からの回答が延々と続く。塩町はもう本当にまだ集まったほうで、皆さんいろいろ意見を言って、結局2時間ぐらいだったんですけど、それでもまだ言い足りなかったなという、話ができなかったなという感じなので、そうやって話をしておいて、その後何の説明もなく、策定委員会なんです。本当に私たちが言いたいのは、話し合う場をつくってくださいと、そこで食育だの、いろいろな思いだのということを語るのとはそれからなので、ちょっとこういう文章になりました。

○桑田委員長 村上さん。

○村上陳情者 私も個人的な考えを持っていて、三次市内が全部同じでなければいけないというのは、それはちょっと違うんじゃないかなと思います。三次市内と市外は、例えば住む環境も違えば、町中では農業がなくて、市外に行くほど農業があるので、やっぱり市のまちの特性を学校とかでも出していかなければ、ひょっとしたら同じであれば皆さん中心にどんどん集まって行って、外はどんどん空き家が増えて、おじいさんおばあさんばかりになってというのがどんどんさらに進んでいく可能性がまた高くなるので、また若い方たちがどんどん郊外に行って、そこにあるいいものを見つけて、そこで子供たちと郊外での環境で育てていきたいという、そういう地域、地域の特性を三次市がさらに出していくほうが、全部同じであるというのでは特色を出すということにつながらないと思います。

だから、市内ではやっぱりバスもたくさんあって、電車も来て、買い物もすぐに行けてという利便性がすごくいいですけども、郊外にはそういうところがありませんが、逆に自然は豊かで、今、鹿とかイノシシの問題もありますけど、こういう地域、地域の特性を生かせるように、この食育のためのそういうことを生かしていける学校体制とか、そういうものを考えていく方向にしたほうがいいのではないかなと思います。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 陳情の軸を読ませていただくと、先ほど一回聞いたように、ゼロベースからしてほしいということは、この中で自分たちの意見を申し上げたいということのように感じられました。第2の教育委員会の関係の案件に対しては、しょうがないけど、やっぱり先ほど答弁されたように、自分たち地元に対しての返答がないということに対しての思いというのが伝わってくるんですが、やっぱりこういうことをやるというのは、やっぱり双方の意見を聞いたときには返していくというのが本来の姿だというふうに私は思っているんですが、私もこの間行かしていただいたら入らせて

いただけなかったと。

やっぱりそういう議論というのが全体的なのが出てきとりますけれども、その中で生産者の意見というのが第2回の委員会の分の中ではなかったんですね。本当にこの中におけるのが信用できるかどうかいうたら、やっぱり個人個人の意見が、Aさん、Bさん、Cさんでいいんですが、その意見の1つ1つを読み取らせたことによってその内容というのがわかってくるという思いがあるので、公開をしてほしい、あるいはできんのならその記録を、一人一人の発言を出してほしいというのが私たちの気持ちだったんですが、やっぱりそこらの透明性というのを求めているらっしゃるんだなというのがよくわかりました。そういう思いだったんだろうと思っているんですが、それでいいですか。

○桑田委員長 徳岡さん。

○徳岡陳情者 そのとおりです。透明性はもちろんなんですけれど、このようにオープンにされない委員会というものがまかり通るようであれば、恐らくものけのときも、出して申しわけないんですけれども、そういったときも民意がなかなか反映されないまま進めてしまったという部分もあったりした問題も出てきていたと思うんですけれど、署名とかも集められたりされたと思うんですが、やっぱりずっとそれを繰り返していってしまうと思うんですね。

私たちは給食調理場の問題が今この状態になってしまっているんですけれども、今から全てのことにおいて市民と議会と、そして市役所と、ちゃんと当事者同士が皆さんでオープンな話し合いができて、先ほど弓掛さんがおっしゃられたような意見もその中で出て、そういった中からどうやって三次市、皆さんで三次市をよくしていくのかという、三次市の未来を考えていくのかというところの方向に一緒に向いていきたいんですよ。だから別に対立をしたいわけでは全くなくて、なので協議をする場をまずつくって、皆さんの意見とか、地元の方の意見も、川地の方の意見もいろいろ踏まえた上で、いい方向を、一番いい方法を見つけていきたいというのが私たちの思いです。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 先ほど、同じ給食と弓掛議員が言ったんですが、同じ給食なんですよ。管理栄養士がつくったものを各地域へ渡して、どこでも同じのをつくっていくんですね。ただ野菜の供給先が違う。あるいはどこで物を買うのかというのが、それぞれの給食センター、調理場によって異なるから、顔が見えるという理解で、先ほど川地、川地と言われるんですけど、例えば何校か一緒になってやる、現行4カ所ぐらいになるということになると、例えば三和町の給食センターを残して、そこで川地の野菜を入れてやることができるかもしれない。本当に顔が見えるか見えんかというたら、三和町の人はその顔が見えないということが出てくるというのは承知していただかにゃいかんということになります。

ただ、各農家の野菜というのは本当に安全なのかどうか、私は疑問を持っている。というのは、それぞれの米だったらいついつ消毒をして、どういう農薬をして、どういうふうにしたというものを書いて、その成績というか、生育記録を出して米を販売していく。しかし、本当に野菜それぞれの生育記録というのがどうなんだろう。各農家によって違うんじゃないかとかいうようなことも考えたりするんです。というのも、給食センターによっては農家から届けられた野菜の中に腐った



ものとか、使われないものがあることがある。そのぐらひは量が足りないから最寄りの野菜を売っているところへ購入して行って足しているということがあるので、やはりそこらのところも、ただ農家から買ったものが安全なんですよ、これが絶対いいんですよというんじゃなくして、では農家から出るものを三次市全体の中で集積をして、学校給食センターに配布できないかと、自給率を上げるためには。そういう制度とかやり方を考えていくのも1つの案かなというようなことを思いよんですが。

ただ農協ができないのなら、広域商工会とか商工会議所と一緒に手をつないでできるとかいうこともあると思うんですよ。少なくとも、もし4カ所になっても、1カ所になっても、そこらを考えていく必要があるのかなと。三次市を上げて農家の皆さんの収入を上げるということにつながってくる。法人と提携をして、いついつどういふのができるから、それを使った栄養士が献立表をつかって配置することによって、調理場が可能になってくるというようなこともあろうと思うので、給食センター、教育委員会の部局で考えなきゃいけないし、農政課と一緒に考えていく必要があるんじゃないかなというように思いを持っておるんですが、そこらのことを聞いちゃ、どんどん顔が見えないということもあるんですが、そこらはどうですか。

○桑田委員長 原田さん。

○原田陳情者 顔が見えない、川地と三和には調理側から見えないということですね。顔が見えるというのは、直接的にももちろん見えるというのは1つのすごく理想です。けども、当然川地と三和では顔は見えないです。けども、その距離が近いということで起こる現象というかはあると思うんです。その後で言われた、例えばその食が安全かどうかというのをつくる時に、確かに田舎であれば冷蔵施設だったりとかがやっぱり十分ではないので、夏場とかはちょっと傷んでしまう可能性はあるかもしれない。だけれども、田舎の方は自分たちの地元の子供たちのために、ほぼお金のためではなくて、喜びを与えたいという気持ちで野菜を、川地の話ですが、供給してくださっているという状況なんですね。

それをいいかげんなものを、危ないものを出そうという人は、それは証明はとれないかもしれないですけど、なくて、より思いが強いと思うんです。逆に、大きいところが出すのであれば、それはお金をもってやり取りをするわけですから、お金が入ればいいということで、基準ぎりぎりのライン、農薬であれば使ってもいいよとかいう発想が起こる可能性もやっぱりあると思っていて、だからもうそれで一概に数値では出せないから危険で、数値で出せてるから安全ということだけではかれないし、食育というのを語る上では多分その数値を語っている以上は食育にはきつとまらないんじゃないかと思うんですね。心とか思いが効率だけではなくて、人と人とのつながりで行われるということに人は感動するし、子供たちは感謝の気持ちをやっぱり覚えるんだと思うんです。

なので、距離の話に戻りますけれども、自校式として限度が地元にある、でもこれは確かに難しい。これはよくわかっています。三和と川地をじゃあ一緒にしましょうという話になって、それはそのことで規模が少なくなる、4,000食つくるか300食つくるか、ちょっとまだわからないですけど、200食つくるか400食つくるか。その量によってもやっぱりつくることが違うし、思いが入れられることも違う。例えばうちがジャガイモを何キロつくってます。それを提供し

たいですと出そうとしたときに、大型センターになるともう本当に大きい何トンという世界の中にほんのちょろりと入れることしかできないということは、もう既に余り生産者が一緒に子供たちというものにはならないので、結局は商業的なものからしか提供がされないだろうと思うんですね。

そうなると、やっぱり本質的にはすばらしい食育という理想にはちょっと大分、思った以上に離れてしまうのではないかという気がするので、完全には自校式は無理だったとしても、その距離でやってるといえるのは、毎日とは会わなくても、今の人がやってると言えば、川地の子はサッカーの練習は三和と一緒にやっていたりとか、そういうつながりもあります。だから三和でやってる、それは十分感謝の気持ちをダイレクトに感じれる十分な距離だと思えます。これが自校式で、大型センターになると、三次市全体は広いですし、その中でも機械的に、効率的に生産をされている方のものが入ってきて、それに対する思いとはやっぱりちょっとかけ離れると思うので、それでも三和と川地という距離でも十分にそこには縁が生まれるというふうに思っています。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 今、教育委員会が進めているやり方、これは確かに手続の問題であるとは私は思っています。ですから、もうちょっとオープンに透明性を、何回も出ますけど、透明性を持った運営、委員会にしても手続をちゃんと踏んで、皆さんの理解のもとでやるべきじゃろうと思うし。

ただ1つ言うと、野菜のこの話が出ましたけど、私は川西で、田幸の調理場があります。その田幸の調理場を地産地消じゃいうてははっきり、皆も思っと思ってじゃし、そういう話が出てますけど、1つの話の中には、田幸の調理場は4つの、小学校区の4つの地域が、子供が行っとるんです。今、供給しとるのは田幸の地域の人だけが入れとんですよ。川西から神杉、和田から言わせたら地産地消じゃない、うちらは入ってないきにと言うんです。そういうことももあるんですよ。小さく攻めていこうと思えばそうなる。

だけど、昔はその商売をしよるのに、やっぱり納入業者としていってました。そのときに地産地消という話が出て、それじゃあ業者は地元じゃろうが、商売人、業者は控えようじゃないかという暗黙のルールをつくったんです。その当時、昔。そして、地元がどういう風にできますかというのは、給食センターというか、校長さんが責任者でおって。結局そういうことでスタートをして、そのとき田幸の自治連さんが中に入って、野菜を受けたり、発注をして集めたりして、今のシステムができとるんですよ。あくまでも地産地消に余りこだわらんほうが私はいいんじゃないかなと思うんですよ。ある程度は、それは当然そうですよね、地域内ですから。だけど完璧なものではないことだけは、把握しておいた方がよいと思う。

○桑田委員長 原田さん。

○原田陳情者 それはおっしゃるとおりなんですけど、であれば、今度の大型給食センターをつくるときに、三次市が地産地消を力を込めて進めますとおっしゃってるんです。それはさっき言った田幸であればそんな勢いもないところで野菜が集められてる、これを地産地消でないという意見になってしまうのであれば、三次の大型給食センターでやって、いろんなところから集めるのなんて、もう全く地産地消ではないということになる。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 いや、地産地消じゃないと言っとんじゃないんですよ。そういうふうに極端な言い方をせんようにね。

○桑田委員長 原田さん。

○原田陳情者 失礼しました。ちょっと言い方が悪かったかと思います。

そういうつもりではないんですけども、やはりそうではないとしても、やっぱり距離が近いほうが、やはりよりよい地産地消ができるという考えなんじゃないかなと私は思ったんです。だから、完全なる地産地消、もう本当に目の前の、目に見えるところの、顔が見えるというふうには言わなくて、さっきの施設の話を見せていただいたんですけども、隣町のものでも十分それは愛を持って、その地域の輪ができてくるというふうに思うので、そこはとても重要なことなのではないかなというふうに思います。

○桑田委員長 藤田さん。

○藤田陳情者 地産地消は何のためにやるのか、学校給食は何なのかといつも討論になるんですけど、やっぱり子供の教育なんですよ。子供がそれをどう受け取るかで、確かに今おっしゃることも理解はできるんですけども、やっぱり田幸のものであっても、子供たちはじゃあどう思っているかといったら、この辺の、中には知ってるおじいちゃん、知ってる方もいる子もいるので、ここでつくってるお野菜をこうやって食べていて、リクエスト給食があって、手づくりのデザートがあってという。

子供がこれだけ地産地消しましたという、センターでも地産地消ができますというのは確かにそのとおりなんだけれども、やっぱりこれが教育の場に出される給食であるという意味は、やっぱり地産地消が子供にとってどういう体験であるか、食育という意味で、顔が見えるというのも、やっぱり食育の上で意味があることなので、顔が見えるということになると思うんです。そこを忘れないというか、そこを見ながら、例えば自校じゃなくて幾つかにして集まった、三和から、それから川地、三和からそこに運べということになったときも、やっぱり子供がどういうふうにそれを受け取って、豊かな人生をつくっていけるかということを考えながらやっていくべきだろうなど。そのときにやっぱり顔が見える小さな範囲であるほうが、よりやりやすいのではないかと私たちは考えます。

○桑田委員長 徳岡さん。

○徳岡陳情者 先ほど保実議員が、田幸調理場のお話と言及してくださったので、今、田幸調理場の現状を私たちも聞き取りとして、調理場に野菜を運ばれてる方からお話を聞いたりもしたんですけども、やはり高齢化していて、これ以上継続は難しいかもしれないという、もしセンター化になれば私たちはもうシルバーカーなので、少しの量を運ばれているので、それがもしセンター化になってしまうとそういったことは難しいという話を伺っています。

それもオープンにしてみないと全然わからない話なんですよ。なので、それでじゃあどうするかといったときに、私は個人的に集落支援の仕事をさせていただいているので、地域の方に声をかけたら、田幸ができんのだったら和田で何とかしようやという声が上がっているんです。だから、

またそういった1つの展開というものも、もう継続できないんだったらもうやってしまえというのではなくて、やっぱりそうやってオープンに議論を皆さんでしていくことで、じゃあうちが助けるよ、じゃあうちが助けるよというような、また違った形の地産地消の形というものも可能性として考えられることができると思うので、やはりもうそこが地産地消にならないからもうだめだというふうに考えるのではなくて、1つのテーブルで、皆さん、先ほども横光委員さんもおっしゃってくださったように、防災の面からもこの機能というものを考える必要があるので、危機管理課さんにも入ってもらって、農政課さんにも入ってもらって、定住移住などの視点からも給食調理場ということを考える上できちっと定住課の方にも入っていただいて、教育委員会も入って、全員が当事者になってくると思うんですよ、三次の未来を考える。なので、そういったオープンな場所をつくってほしいというのが私たちの考えにあるので、いい提案をして考える、皆さんきっかけを与えてくださったので、本当にそういった形の1つの議論ができる場というところから生まれてくるんじゃないかなというふうに考えていますので、ぜひよろしくをお願いします。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 陳情事項で公募委員の件なんですけど、保護者は多分PTAから選ばれたのではないかな。生産者は指名したのかもしれない。栄養士も栄養士の部会から選任してもらったというのをいってきました。これは教育委員会が指名したんじゃないですね。調理員もそうですね。調理員の部会へ誰か出してくれというたら出てきた。教職員というところになると、教職員は出とらん。校長だけじゃけえ、教職員は出とらんのですね、ここは。あとは行政がおって、給食に関する専門家というのは誰のことを言うのかなというのはちょっとわからんので、また後で。

それで、私の思うとるのは、公募をしなさいという要請をしましたが、1回はどういう会をするのかというでした。2回、3回は現場を見に行っただけで、検討は今からなんです。今からでも公募は間に合うのかのうという思いで、公募をしてからやったらどうかという提案をしたんです。ゼロベースでなくても、これであと3枠があるけえしたらどうかというのが、この前の質問だったので、もうそのあたりが皆さんのほうでは、それでもゼロがええよというのか、もう教職員が足らんけえ、職員のところ、先生のところがおらんから、校長だけじゃもちろんわからんのでというのもあろうと思う。どう思われてるか教えてください。

それから、私が聞き違えとんかしらんけど、アンケートを返したいうて言うんですよ。教育委員会が。返したとすれば、どこで、PTA連合会まで返したのか、単Pまで返ったんかというのにはようわからんのです。皆さんから言えば、単Pのところまで返ってないかなという思いで聞かせてもらったんですが、教育委員会が返したというのが、どこまでの返しをしたかというのがちょっとわからんので、この後教育委員会を呼びますから確認をしたいと思いますが、単Pまでは返ってないというのをちょっとここで確認させてもらいたいというふうに思います。

ただ、何を反映させなかったかというのは、これはもちろんほとんど無視状態ということですね。それで、今さっきものけの話も出ましたが、きっと皆さん御存じないと思いますが、当時総務委員会だった。教育民生じゃなくて。署名が出ましたから、署名を出した団体と執行部と議会、あのときの総務委員会と三者で話し合いを、そういう機会を持った。市長にも出てこいよというの

で、当時も福岡市長は総務委員会におりましたので、その三者会談というのをしたんです。

そこで意見を、わしら知らんよとは言えないような状況にはなっとんたんですよ。だから、今回もしそういうことで希望があれば、わしらは何も聞いとらんと、方向もわかっとなんとということになれば、またこの教育民生常任委員会で話し合うはしないといけないけど、教育民生常任委員会で執行部との話し合いを、三者間の、保護者と議会というのも持てんことはない。持ったという経過があるので、そのことはこういうことをしましたよというのを議会だよりもしたんじゃけど、誰も見てくれとらんのだよ。皆さんが署名出しとったから、いや皆さんどうですかいうて言うたら。100回ぐらいものけの学習会をしたんじゃけど、行っちゃったんですかと聞いたん。行った人は数人。行かずに反対だけしちよとったけえ、あんたら話できんうという話になった。本当は。30人ぐらい来とった。

そういうような経過もあって、市民の皆さんの無関心度、無関係ではないんだけど、無関心なんよね。このように関係があるときには関係があるように、私らは関係者じゃと言うんじゃけど、ほかのときには政治に余り関係なしに、無関心の人やから、そういう声がよく私らに届くんじゃけど、どしどし意見や要望を言うてもろて、ぜひとも関係者になってもらおうというふうに思うんですよ。じゃから今言うように、教育委員会からの話がないとここに書いてありますが、それは議会やら、直に執行部へ言うてもいいでしょう、我々にもいただいて、教育委員会に対して検討せんといけんと思ってますので、そのあたりのところは。

それから、中身についてはほとんど書いてないんですが、アレルギーとか、施設設備の問題やら、食中毒、配送の問題などなど、問題はいっぱいあるんですよ、まだ。何の解決もしとらんの。この前一般質問したように、将来的な計画とか、今あったようにほんまに子供が何人減るんらいうていったときに、1%ぐらいしか減らないんですよ、本当は。けどもうほとんどなくなるようなことを言うでしょう。そういう計画書も、我々も提示してもらってませんし、将来的なランニングコストも我々も提示されとらんです。ですから、そこで結論を我々が出すということにもならんかなという思いはある。

○桑田委員長 徳岡さん。

○徳岡陳情者 1回目、2回目、検討委員会がゼロベースでなくても、次の会からということもあるんですけども、今、策定委員会に提示をされている資料を拝見させていただき限り、やはりとても十分でない、最初の時点の案と全く変わっていない、保護者の意見を踏まえてまた案を考えるとおっしゃったんだけど、何もそこは反映されてないままの資料で策定委員会は進んでいるところに問題があると思いますし、本当は視察先に関しても、センターがありきの視察先だったということのを伺っているんで、そんなところも疑問なんですよ。だから、本当に一から私たちと一緒に考えていくということは、ちょっと外せないのかなとは思いますが、もし教育委員会がそういったところを踏まえて、じゃあ次の会からはこういったちゃんと資料を、例えば民営化した場合と民営化をしていない場合、今までのやり方の場合というような、そういうちゃんとデメリット、メリットも含めて皆さんにきちんと提示をしていただければ、私たちもそれはやぶさかでないということも思います。

委員の選定に関してなんですけれども、市P連に働きかけがあつて、市P連から出られたという話なんです、そこに関して選任された方というのは、行ってみると本当にとっても大変な、重要な任務だったということで、もう自分はそれを市P連にまた返して、それからPTAのほうにこういう内容でしたよということを伝える時間もすごく限られている中で、そういったことができないので、やはり自分の中では、委員にさせてもらうことに対して、もうちょっと多分大変な負担を感じているということを伺っています。

しかしながら、そういう策定委員にPTAの誰かが出ているということは、私たちPTAの者は全く知らないですし、策定委員会が行われているということもPTAの中で一度も学校からとかPTAから話があったことはないんです。なので、何もPTAには知らされないまま勝手に市P連がと言ってしまうとあれなんですけれども、そういった形で進められている現状があるのではないかとこのように思っています。

○桑田委員長 藤田さん。

○藤田陳情者 きのう川西小学校のPTAの役員会がありまして、給食の話をしたんです。PTAのほうから代表が出てくるから、その代表のほうに意見を言えばいいというような議会での答弁があったので、本当に私、意見を言ったら、ここで、単Pで出した意見として市Pに上げてということできますかと、そこに会議の場で聞いたんだけど、いやそんな時間も、まず市P連の会議がないと。この先、年明けまでないと。またそういうことを話し合えるような時間もないし、全くそういう話は全然聞いてないので、ここで出ても無理じゃないですかというような回答で、じゃあ代表という方には、単Pで出した意見を市Pに上げれる、それがあつてこそその初めての代表なんですけど、これは代表ではなくて、ただ出せと言われたから出したと。これを代表というのは民主主義的にどうなんだろうとか、やっぱりちょっととにかく時間がないです。

説明会も何とかしてくださいという、説明会を開いてくださいというのを上げるのも、単Pがこういって、それから市Pに上げてということに、数カ月もかかっているんです。それでこの策定委員会にそれぞれのPTAの意見を集約して、集約しようにも資料が来てないんです、何も。何も資料が、うちのPTAでの話が資料も何も来てないと、こういうふうなことを話をしてくれということもないと、何もわからないところで話をすることができないという至極真つ当な意見があつて、市Pとして何も発言すらできない、考えを言うことすらできないという状況であつたということをお伝えしておきます。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 ちょっと確認させてください。今から教育民生委員会のほうで採択するかしないかというのを最終的に決めるんですけど、そのときの前提としてから、ゼロからを要望されとるんか、今からもう何回かを入れるのか、先ほどゼロからと言われたんですけども、とにかくゼロからやってくれという陳情と理解していいのかどうかということと、先ほどちょっと質問あつたと思うんですけど、給食に関する専門家というのは、具体的にどんな方を。

○桑田委員長 徳岡さん。

○徳岡陳情者 給食に関する専門家というのは、今回、委員長として栄養の専門の方が入ってい

っしやると思うんですけれども、そのあたりが本当にふさわしいのかどうかというのが、私たちのこのセンター化にするかしないかというところの議論の中で、その委員長がふさわしいのかがちょっと私たちの中ではわからないんです。その方が専門家であられる、今のところはその方だと思っておりますけど、栄養の専門家ということで入られていると思うんですけれども、そこら辺の選び方というのにちょっと不信感というか、なぜその方を選ばれているのかがわからないので、そこがもう少し。今回のその策定委員会の中で適当かどうかというのがちょっとわからないというのがあって、ちゃんとした。

○桑田委員長 原田さん。

○原田陳情者 それは僕もわからないんですけど、要するに、私たちも本当にわからないんですね。きちっとした本当に食育を考えるという意味での専門家を呼んでほしいという、そういう人は誰なのかというのは、私たちでもはっきりじゃあこの人を推薦しますというのがわかってはいないですね。

○徳岡陳情者 恐らく栄養士さんではないんだろうと思うんですよね。栄養士さんがそのセンター化の規模だとか、そういったことに関して、委員長としてふさわしいのかどうかというのがちょっとわからないんですけれども、もし提案できるのであれば、そういった食育をされていて、地域で、ちょっと前後するんですけれども、基本的にこのセンター化というか、調理場がどこに、三次市のどの部分のビジョンに向かって進んでいるのかが見えない限り、その委員長なり、その専門家なりを選ぶということはとても難しいことだと思っていて、だから、例えば私たちが先ほど提案したように、防災だったり、農業だったり、定住だったりというのをひっくるめて考える場合に、栄養士という方だけではとても十分な機能を果たせないと、専門家としての機能を果たせないと思うんですけれども、例えば三次市が子育て日本一ということを掲げて、それでそれについて定住移住、防災などを全部ひっくるめた上での誰か専門家という方をお呼びするのであれば、やはりそのまちづくりであったりとか、それからまちづくりの中で食育だったり、地産地消を進めてまちづくりをして、その中で給食調理場のあるべき、三次市の中であるべき位置というものがわかる方というふうに考えるほうが、私は専門家としてふさわしいのではないかなと思うんですけれども、そういう一元的な話ではないのかなというふうに考えています。給食調理場のことに関しては。

○桑田委員長 原田さん。

○原田陳情者 自分の意見になっちゃうかもしれないんですけど、ゼロベースで、もちろんゼロからやるということはいろんな手間がかかると思うので、それはやっぱりやりにくいということであれば、そのゼロから始めるということではないとする、ただ考え方としては、竹原委員がおっしゃったように、1回目、2回目と続いている議論はこれから始まるということで、ここにもう少し全体を見れる専門家を呼んでほしいと、公募で呼んでほしい。呼んだとする。それを今は前提として、あと何回というふうに、市としてはもう回数は決まってしまうんですけれども、それが議論が一向に熟さない、もう3回で終わるとおっしゃるのであれば、やはりちょっともしかしたら足りないんじゃないかという不安があるので、その回数をきちっと話して、前に進まないよということであれば、さらに追加でその後議論を続けていただけるということであれば、ゼロから始める

必要はないんじゃないかと、この流れから続けていけるんじゃないかというふうに思うので、ゼロベースといっても、もう一切ゼロからしようということではないということです。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 たとえゼロでなくてもいいから、今、入られたところでまた話し合っていかれると、そのときには理想とすればゼロだけでもそれにこだわらないという理解でよろしいですか。

それと、専門家が、何か非常に私が聞いとして、じゃあどういう、行政の危機管理監とどこの部長を入れてもらえばええんかのうとか、ちょっとイメージが。

○桑田委員長 徳岡さん。

○徳岡陳情者 例えば、全国の給食をずっと調査をしてきている学術的な専門家の方がいらっしゃるりとかするんですけれども、名前がアベさんだったかな、忘れたんですけど。そういう全国の給食の調理場を含めて食育のあり方だったり、そういったことをずっと研究をされているような方が日本には何名かいらっしゃいます。そういうような方を呼んでいただけたらと思います。

○桑田委員長 そのほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 最後に1つだけ教えていただきたいんですけど、全部じゃないんですけど、この市内は778㎢、学校たくさんありますよね。今の中学校がデリバリーのところがあるじゃないですか。そのデリバリーの子が給食を食べずに卒業していく。今度は逆に小学校の子は給食を食べとって、次に中学校に行ったときはデリバリーになるじゃないですか。できるだけ給食を、早う食べさせてあげられないかなと思うんですけど、だからこれを解決するのに時間がかかるんじゃないですか。いろんなことをしよったらね。その間には今言ったようなことがずっと続いていくわけですね。このことについてはどんなに思ってますか。

藤田さん。

○藤田陳情者 私は一番下の子が小学生なんですけど、上は高校生と大学生なんです。その子たちがデリバリーを、短い期間ですけどデリバリーも食べました。食べた上で、もう無理だからお弁当にしてくれと言ってお弁当にした子供がいます。それで、センター化したときの給食が果たしてデリバリーよりもおいしいかおいしくないかということは、ほとんど議論に出てきてないんですし、検証のしようもないので、そもそもおいしい給食を食べれるようにという話が全くないというのも問題ではあると思うんですけど、やっぱりすごく、今私がこういう活動を一生懸命やっているのは、子供がとにかく給食がすごく大事で、おいしい給食が食べれなくなる、まずい給食が出てきたら、多分学校に行く気が失せると思ってて、本当に今のおいしい給食がなくなってほしくない子供が言うのでやってるところが一番大きいんです。

それで、デリバリーは何だかんだ言って、これは嫌だと言ったときにお弁当にするという手段があるんです。そうやって皆デリバリーを選択しなかったという、デリバリーを選択せずにお弁当を選択してるんですよ。これがセンター化した給食が出たときに拒否できないんです。食べなきゃいけないんです。特に小学校の低学年、小学生で食が細い子、好き嫌が多い子。それが工夫されない冷凍のセンターの食事が出てきたときに、それでもやっぱり残さなきゃいけないなくなったとき



に、子供たちがどういう思いをするか。それを考えると、おいしさということを全く考慮しなくてセンター、センターという今の状態でセンター化したときに、本当に子供がかわいそうな思いをするのではないかと。

もちろん私、本当に子供が6年ずっとお弁当をつくってきて、お弁当をつくる大変さも本当に知ってますし、デリバリーがどんなものが出ているか、子供たちがそのデリバリーをどういうふうに体験していたかということを実によく知っているのも、デリバリーより本当においしくない可能性まである給食を導入する、そしてそれが選べない、どうしても食べなきゃいけないというような状態は避けたい。それぐらいだったらお弁当をつくる大変さ、子供が今度、これから中学校に上がるときにまたお弁当をつくる生活が始まるとしても、やっぱり小学校のときがおいしい給食を食べて、たくさんいい思い出をつくってというほうがいいかなと。やっぱり皆が早く給食をとというのは、おいしい給食が出てくるという前提の上で言ってるんです、子供たちも親も。そこでおいしい給食を出す努力が何も議論がされてない状態で給食を見切りでスタートするということは、保護者としてちょっとそれは、幾ら時間がかかってもいいから、延ばしてもいいから、そこはちゃんとやってほしいというのが意見です。

○桑田委員長 ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、質疑がないようですので、本陳情についての説明及び質疑を終了させていただきます。藤田さん、原田さん、徳岡さん、村上さん、ありがとうございます。

○桑田委員長 原田さん。

○原田陳情者 スピードを持ってやらなきゃいけないということなんだけど、それについてどうかという御質問でしたよね。当然スピードは必要だと思います。おっしゃるように一日でも早く中学生皆にいい給食を食べさせたいというふうに、もちろん私たちもできる限りの協力をしてやりたいと思っています。だから何が何でも反対だということではやっているわけではない。ただ、私たちが思うには、それだけとても重要なことです。これは子供たちのただの食事の話ではなくて、三次市のまちづくりもそうですし、食育、日本をこれからの日本人がどう動いていくんだということの基準になるんじゃないかというぐらい、学校給食というものを基準にしているんなことが見えてくるような気がするの、すごく急ぎたいんだけど、だからといって安易に、値段が安いのでこっちでいこう、進めようというふうな感じで進められるのでは問題があるのではないかとということです。

○桑田委員長 今日は大変どうも貴重な御意見ありがとうございます。改めまして、藤田さん、原田さん、徳岡さん、村上さん、ありがとうございます。長時間ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が経過しとるんですが、これより教育委員会に入ってもらいますので。

(「休憩を」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 わかりました。それではここで5分ほど休憩しますので、よろしくお願いします。

休憩

再開

○桑田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、陳情第2号の三次市学校給食調理場再編に関する陳情について、教育委員会から何か御説明等ありますでしょうか。あればお願いいたします。

長田教育次長。

○長田教育次長 それでは、陳情第2号、三次市学校給食調理場再編に関する陳情書の審査ということでございますけれども、提出していただいとる陳情の趣旨については、一方的な面もあるところもあると思います。それを言い争うとかいうことではなくして、市教委、事務局との認識がずれていると感じるところをこの場で申し述べさせていただいて、委員会の委員の皆様にお伝えしたいという思いもございます。

陳情趣旨のところ、3行目のあたりのところでございますけれども、策定委員会について資料開示をお願いしたら拒否されたと書いていただいておりますけれども、拒否ということはしておりませんで、3月に口頭で資料請求を受けたことはあります。30年3月20日の全員協議会の説明以降で求められた資料、これは再編基本計画案ですが、その提供をお一人の方にしております。また、その内容については、11月の保護者説明会では希望者には配布もしておるものであります。

それから、2段目のところでもありますけれども、市PTA連合会などの会から働きかけた旨の記載がございますけれども、これは市教委から市PTA連合会に相談協議をして、市内全小中学校保護者対象の説明会の開催に至っておるものであります。この全体での説明会でもって、中学校区単位の説明会をしてほしいとの意見が出されて、また市PTA連合会と相談してデリバリー対象で旧三次市の中学校区単位で保護者の説明会を行ったところでもあります。

それから、3段目の最後ぐらいでありますけれども、20年1月に整備計画を策定することとなっているという表現ですが、12月市議会定例会でも答弁させていただいたところがございます。策定委員会の意見をまとめた報告書を市教委へ提出いただくという、そういうことになっております。

4段目でございますけれども、1つ目として、策定委員会は三次市が指名した保護者や学校関係者12名であるということでもありますけれども、これも一般質問で答弁させていただいたとおりでありまして、市が一方的に指名をしたわけではありません。学識経験者は県教育委員会に相談をし推薦していただいた方をお願いしておりますし、保護者については民営、公営の保育所から2名を、それから保護者会、また保育所から推薦をいただいております。小中学校からの2名についても、三次市PTA連合会から推薦をいただいております。農業関係者3人については、JA三次から1名推薦をいただき、2名については食材を提供していただいている方等で農政課から紹介された方をお願いしております。学校関係者については、市内小学校長会、中学校長会から各1名ずつ推薦をいただいております。調理場関係者については、学校栄養職員と市調理員のそれぞれから互選で1名ずつを選出されているところがございます。

それから、その下に、2つ目ということで書いてありまして、策定委員会での審議の内容がわからないとしておられますけれども、策定委員会の会議録は概要をホームページで公開しておりますし、より詳しい会議録の作成と公表については、次回策定委員会で諮っていただくようにしており

ます。なお、配付資料については閲覧及びコピーを可能としております。

それから、1ページ目の下から4行目、昨年1月開催の保護者説明会で出された意見を持ち帰って検討し、何らかの形で返していくとの回答。ところが保護者には何の話もないまま策定委員会が行われたと書いておるところでございますが、1月15日の保護者説明会での記録によりますと、保護者説明会でのやり取りの記録を何らかの形でお返ししていくこととしておりますし、これについては策定委員会の資料として全てその資料の中で公開をしております。また、策定委員会を開くに当たりまして、市PTA連合会には情報提供しながら策定委員会の委員を推薦いただき、進めているところであります。

それから、2ページ目の1行目に当たります。市PTAの連合会と協議していくと答弁しているが、協議どころか報告もないというところがあります。11月5日の保護者説明会での答弁のところかと思いますが、全ての小中学校保護者の最初の説明会の後に、旧三次市内の中学校区単位の説明会を開催していくことについて、市PTA連合会と協議していくということで答弁をしております。また、その後、策定委員会を開くに当たりまして、市PTA連合会には情報提供しながら策定委員会の委員を推薦いただき進めているところであります。

それから、2ページ目で4行目に当たりますが、第2回策定委員会の開催日が記してございますけれども、第2回の策定委員会は11月8日の開催でございます。7日とありますが、8日でございます。

それから、2ページ目の6行目でございますが、市はこの委員会の役割と責任を伝えているのかということですが、役割と責任についてはお伝えをしております。委員の皆さんの御意見を報告書として取りまとめて、市教委へ提出していただくということでありまして、策定委員会が最終的に意思決定を行うところではないということを説明しております。

それから、市教委ではその報告を尊重して、市教委としての方針を決定していくということで、策定委員の皆さんにはそれぞれの立場で忌憚のない御意見をお願いしたいということでしております。

それから、2ページ目の2段落目の2行目のところでありますけれども、多くの議員から指摘や質問が行われてきたが、十分に答えているとは言えないということでございますが、これまでお答えさせていただくべきことはお答えさせていただいているように思っております。現在はそのいただいた御意見等を含めまして策定委員会にお伝えして、議論をさせていただいているという、そういう最中でございます。

それから、陳情事項のことに行ってもよろしいでしょうか。陳情事項というところがございます。公募の検討委員会についてということかと思いますが、この文章を読むと全員公募と読み取れるんですけど、それはないんじゃないかと思っておりますけれども、そういうところかなど。私たちとすれば、全員公募というのはちょっと難しいのではないかと思います。

それから、公募を予定していない旨については、8月27日の全員協議会以降、説明もさせていただいておりますし、それで補正予算の御議決もいただいております。

それから、公募をしないということは、理由としましては、関係者である学識経験者、保護者、

農業関係者、学校関係者、調理場関係者の方々から御意見をいただきたいというように考えていたところでありました。一般質問もありましたが、3人の余裕があるのではないかと考えてあります。これは策定委員会の中で、今申し上げた他の範囲の関係者などから意見を伺う必要があると判断された場合、増員して対応できるように考えたものでございます。

それから、保護者から出ていただいている委員の方で、視察の状況なども含め、策定委員会の内容を役員会に報告されているということも伺っております。そこで他の役員の意見も伺うことができるという様子であります。

それから、保護者としてのもし御意見であれば、三次市PTA連合会から推薦された委員を通して御意見は策定委員会へ伝えていただくということもできます。また、教育委員会事務局へ御意見を述べられておられる保護者有志の方もおられます。それもお受けして、教育委員会事務局から策定委員会へお伝えするようにしておるところであります。

それから、2番目の、これまでいただいた御意見についてということかと思っておりますけれども、これまでいただいた御意見の検討を行ったかということでもあります。市教委で事務局では検討しておりますし、その内容は策定委員会の資料11として公表もさせていただいております。

また、何を再編計画案に反映させたか、反映させなかったかということでもありますけれども、三次市学校給食調理場再編基本計画案に変更したところはありません。なお、その内容についても、策定委員会では市P連から出された、出ていただいております委員にもお伝えしておりますし、連携をとれているものというように思っております。

以上、説明とさせていただきます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 ちょっと聞き漏らしたんですけど、15名の定員で12名にするとされたのは、ちょっと聞こえなかったもので、もう一回教えてほしいのと、それから仮に3名増員するということは、公募して増員した場合に、どの程度の日程的に延長になりますか。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 先ほどの3人の余裕枠というところでもありますけれども、策定委員会の中で、例えば今は学識経験者、保護者、農業関係者、学校関係者、調理場関係者の方々に出ていただいておりますが、そういった関係者以外の関係者の方から意見を伺う必要があると委員会の皆さんが判断された場合は、そういった方を改めてお願いをして、増員して対応できるようにと考えてあるということです。

それから、もし公募をしたときのスケジュール感ということかと思っておりますけれども、もし公募を行うということになれば、一般的には広報みよしへ募集の案内の記事を掲載して、その後1カ月程度の募集期間が必要かというように考えます。それから応募を受けまして、その後、公募委員については、三次市では三次市公募委員選考委員会で選考の依頼をして、そして選考をしていただくようになっております。教育委員会としては、この公募選考委員会というものがありませんから、今はちょっと要綱を持っておりませんので、三次市のほうへ委員会の選考を、委員会をこちらでお願い

したいということで依頼をして、選考委員会を開いていただくような流れになろうかと思えます。こういうところで選考していただくこととなります。これから最短で、2月広報へ掲載しても、1カ月程度のことがかかって、それから選考委員会ですから、3月末までに選考ができるかどうかというところかなというようには思われます。

○桑田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 お疲れさまです。よろしくお願いします。

今の公募した場合、仮に公募して募集した場合、例えば今回の策定委員会でいくと、今月の中旬、もうすぐだと思んですけど、中旬に集まっていたら、来年度1回やって、それで結論が出るというふうな日程ではあるんですけど、あと公募するとなったら、これは途中でストップして延期という決定をするのかということと、そして、これはまた質問が変わってくるんですけど、今回5回ということ、策定委員会を5回という回数を一応設けてますが、この5回という回数は、例えば委員会の決定があったら、もうちょっと話し合わんかというふうになったら、6回、7回、8回というふうに延期、回数を増やしていくことができるのかということの2点、まずお聞かせいただきたいなと思えます。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 公募ということになりましたら、今申し上げたようなスケジュールになろうと思えますので、新しく公募委員ができるとするならば、その間は新しく来られた委員の言われる方の意見を保証する必要もございまして、その間は中止になるのではないかというふうに思われます。

それから、委員会が今度4回目、5回目という予定をしておりますけども、そこで委員の皆さんが、審議がというか、もう少し会議が必要だというような御判断をされれば、それはそのように策定委員会事務局としてできるだけ応えていきたいというふうに思っております。予算的な調整もありますけども、そういったところは当然内部のほうでさせていただくようにはなろうとは思いますが、そこはちょっと委員会のほうの御意見を尊重しなければならないというふうに考えます。

○桑田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ありがとうございます。もう一個別の質問がありまして、今回委員のメンバーの方々なんですけども、一応各組織から推薦をいただいて、このようなメンバーになったということではあったんですけども、例えば学識者分野であればこの方を選んだという理由を教育委員会から確認されるのかということをお教えいただきたいんです。もしそれがわかっているのであれば、学識分野とあと調理場関係、栄養士の方、調理員の方、なぜこの方を推薦したのかという理由をもしわかれば教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 学識委員につきましては、県教委へ相談させていただいたんですけど、食育に造詣のある方で、学校給食にも詳しい方、そういう方で大学の教授なり准教授で御存じありませんかということで相談を差し上げたところであります。それから、調理場関係のところでもございますけども、そちらのほうの栄養士とか調理員につきましては、それぞれの会で互選をさせていただいてお

りますので、なぜその方になったのかというところまでは私どもは把握をしておりません。

以上です。

○桑田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 最後に1つだけ。今のことに関係して、例えば学識者であれば、食育と給食について知識があり、よく御存じの方を教えてくださいというところで県教委のほうに言われたところ、この方1人だけを推薦されたのか、ほかにも複数名おっちゃったのかということと、同じく調理場関係者でも、この方だけを推薦されたのか、複数人おって、この中から三次市の教育委員会がこの方というふうを選んだのかということを確認させてください。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 学識で県教委のほうから上げていただいたのは、もう一人いらっしゃいました。

それから、先ほどの調理場関係のところだと思うんですけども、先ほどのちょっと答弁と重複しますけども、栄養士の会の中から互選で選ばれたので、選ばれた方を教育委員会でお願ひしたということでございますので、教育委員会からこの人ということはありませんし、調理員も同様でございます。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 なぜこのような陳情書が出てきたかということを考えてみればいいと思うんですが、やはり物の進め方というのが、透明性がないところだと思うんですね。第1回、第2回の意見の概要ということが書いてありますけども、第2回のもを見るときに、やはり農業関係者の意見がほとんど出てないなというふうな思いを持っているんですね。本当に意見が出なかったのかなという不信感というのが私にはあって、やはり会議録を名前でもなく、A、B、Cで出ていれば、ああこういうふう話し合ってるんだなということがわかると思うんですね。

そこらを書けないというのは、どういう判断で出してなかったのかというのはわからんですが、それが出ないと、私たちもどういう意見が、議論が交わされて、こういう意見が教育委員会のほうへ、市教委のほうへ出されたのかということになるわけですが、考えようによっては、教育委員会に出されたといっても、事務局は市の職員がやってるわけですから、そこらでいいですか、いいですかということになると、いいですよということになるかもしれない。だから、やはりそういうことの過程を経てないというので、やはりこういう陳情書、皆さんから意見が、どういうふうなことが出て、透明性がないんじゃないのかということがあった、そういう思いを保護者の方、あるいはそういう関係の人が抱いたんじゃないか、そういうふうには私は推察してはるんですが、やはりそれを出していく必要があるということです。

この計画を見ると、第5回の策定委員会で、最後に報告予定ということになっておりますが、これを見ると、1回、2回、3回はよそを見ながら、あるいは視察をしながら、2回の検討会で結論を出していくというふうに見えるわけですね。私は実際見てほしいのは、何が原因なのか、デリバリー給食をやめないけんという、大きな問題であると思うんですが、三次の旧市内にある給食センターは本当にこれで狭いのか、今米飯給食をされていないと思うんですが、米飯給食された場合にこの施設は狭いんですよと。ここの土地で本当に広げることができるかできないか。もう頭の中で

できないと考えると絶対できんですね。できるかできないかということを考えて、本当にできないんだと。

これを1つ1つやっていったときにはどれだけの期間がかかるのでしょうか。じゃあ、何カ所かに分けてやったらどうでしょうかという意見もあったと思うんですが、2カ所か3カ所か4カ所かわかりません。でも、それをやったときにどうなのかと。建設費が何ぼか、データというのがあるから出るかもしれません。それを将来見通し、10年先、20年先を見たときに、子供の推計とか、あるいは学校がどうなるかということも考えながら、あるいは配食をするときの車の算段をどうしたときにはどうなるということも、やっぱりいろんな方面で考えなきゃいけない。と同時に、食育の関係、地産地消の関係だろうと思うんですが、私は近くだからできない、これでなきゃいけないという考え方だけでなくして、三次市全体の食材をどうして求めていくかということが大きな部分だと思う。

これは教育委員会だけでなくして、農政課と一緒にあって、あるいは商業の関係とかJAとか、どこがやってくれるか知りませんが、そういう取りまとめるところと一緒にあって、三次市の食材を集めて給食センターへ配送していくということになると、三次市内の大きく地産地消という考え方になるとできるんじゃないのかなと。そこらは教育委員会だけで考えるんじゃなくして、市政策として、全体としてこういうことを考えていくということが必要なんじゃないかなと思うんですが、そこらのところをこの策定委員会で話していただくということになると、あと2回や3回や4回の会議では足らんんじゃないかというような思いもするんです。

予算の関係で、今年度は3人分の、15人分ありますから、もう一回増やして検討する、もう2回ぐらいできるかしらん、予算の中で、年度をまたいで、深く検討していただく必要があるんじゃないかなというふうな思いがいたします。この陳情が出てきたのは、そういう教育委員会に対しての話の進め方の不信感というのがあるんじゃないかと。この方、1カ所か2カ所か3カ所と言ってるんじゃないんです。この陳情書を見れば、やっぱり皆さんにわかるようにしてほしいと。そして話の内容がわからないから公募の委員を入れてほしいということで、私はそのように受けとめます。いかがでしょうか。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 このような陳情書が出てきた背景をしっかりと考えるということではいただいていると思っています。透明性がないからではないかということでもございました。私どもからすれば、やっぱり委員の皆さんがどのように考えられるかというところで、今まで策定委員会の事務局のほうは進めてまいりました。そういった中で、誰がどう言ったということをしる今明らかにするのはしんどい、そのようなお気持ちが察せられましたので、そういった中のことを皆様が話をされたのではないかと思います。

いずれにしても、概要ではなく、今後はもう少し詳しいものをということも求められているということは、委員会のほうへもお伝えをして、また皆さんで公開のやり方等については考えていただくようにしたいというように事務局としては思っております。

それから、今までも資料のほうも出させてはいただいておりますけども、必要な資料について

は、例えばこの土地で本当に調理場がはまるとかはまらんとか、そういうところも含めてのことかと思えますけども、いろいろ必要な資料というのは検討して、また求められていくものは用意をしたいというふうに思います。

それから、食材のことということでありますけども、こちらについても、今後実際どこへどういうものが建つかというところが明らかになった場合、より具体的に集荷の方法等は話を詰めていかせていただくようになるというふうに思っております。それについては、JAとか、それから生産者とか、また市の関係では農政課とか、そういったあたりと協議をしながら、そういった集荷の体制づくりとか方法とかを練っていくようになるろうというように思っております。

今後の検討、期間ということでありますけども、先ほども御答弁させていただいたように、委員会の委員の皆さんのこういうことを聞かせていただきながら考えなければならないというように思っております。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 先ほど委員の皆さんの気持ちを察してということを言われてますが、私は、誰々さんがこう言ったというのを聞かせてほしいというんじゃないんです。発言があった順番に発言内容を知らせてほしいということなんです。栄養士が行った、生産者が言ったんですよというんじゃないでして、上から順番にA、B、C、Dでもいいですが、書かんでもいいですが、こういう質問があって、Q&Aがあったときに、そういう話の内容がわかるものがあれば幾らか透明性が出てくるといふ考え方なんです。

何もなしに出されたら、これが本当なのかどうなのかということが、出てないから本当にこれを確信するという形では、すぐ信用していいのかどうかということも心配なんです。ということがあるんです。私はそう思うとんです。だからこそ、どのように話してもなかなかすっきりした答弁がないということでもありますので、そこらのところをはっきりしていただきたいのと、もう一つ言いたいのは、これらは政策なんです。前にも言いましたが、一教育委員会だけで考えることではないというふうに私は思っていますので、そこらをあわせて市長部局とも話していただきたいし、教育委員会のトップは市長なんです。そうでしょう。教育大綱をつくるのは市長なんですから、そこらの関係もあろうと思うんですが、やっぱり市長部局が知らないと、教育委員会に任せるんだということにはならんと。やっぱり市全体の財政負担のこともあるし、そういうことを考えていけば、あるべき姿というのはどうなんだというような方向性が見えてくるんじゃないかなと思うんですが、そこらのところも協議していただきたいと思っております。

期間がなかなか短くてできないということになると、やはり教育委員会、あるいは委員の皆さん方と、考える会の皆さん方と一緒に、一堂に会して意見交換されるというのも1つの手であろうというふうに。考える会の皆さん方は、やはり意見を皆さんに聞いてほしいんですから、それを参考にして検討してほしいという思いがあると思うんです。そこらのところも今後手法として、前も公聴会とかいうのもありました。それで意見を広く住民に、多くの皆さん方に意見を出していただく場というものをつくっていくというのが必要んじゃないだろうと思うんですが、その点について。



○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 今までの内容の確認のところだったんですけども、1回目については全員、2回目に出席した全員で確認はさせていただいておりますので、この内容が間違っているということではありませんでしたし、2回目以降についても、委員長、副委員長両名が確認したもので、公開をしていきますということについて各委員の皆さんの御了解をいただいておりますので、そういった面では透明性は確保させていただいていると思っております。

それから、対策ということで、市長部局との連携といいますか、そういった内容のことを言っただきました。教育委員会のトップと言うのは、教育委員会というのは合議制といいますか、教育長がおって、今、教育委員が4人、その意見の中で決めていくものでございますので、その中で委員会としての意思が決定されるというところです。

それから、今回の総合教育会議のシステムが変わりました。そういった中で、市全体とすれば、市長の教育委員会の関係のことについて、政策的な面にしても、意見を申し述べられたり、教育長の指名ができたりと、それはもちろん議員の皆さんの承認は議会が必要なことでありますけども、そういったようなことで市長の教育委員会にかかわるところが強くなったというところは当然ありますが、教育委員会としてはあくまでも市の組織とすれば、別な行政権を持って独立して、しておるところです。

今後について、当然市長と市長部局ともすり合わせというのは必要なことかとは思ってはおります。まずは教育委員会としての意思決定、方向性というところが全体として大事なのではないかと、いうように思っているところであります。

以上です。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 委員の皆さん方から意見があれば確認して見て回るというのがありましたが、そこに気づかないという意味でもあるわけですね。ですから、やっぱり給食調理場というのを見て、歩いて、本当にこれはできない、いやここならできるよということもあると思うんですね。人数がふえてきて、給食調理だけやろうとしたら、そこらへんは変更してやるとか、いろんなことがあろうと思うんです。これはやっぱり検討材料の1つとして持ち上げていくということも必要だというふうに思うんですね。

先ほど市長部局との協議というのがありましたけども、幾ら教育委員会が4カ所、3カ所と言っても、財政と市長の方向の中でこれは1箇所でないといけないということになれば、絶対教育委員会は3カ所ようつくらんと思うので。私の行政経験から言うと。ですから、やっぱりなされるべきではないかということをおし上げておきます。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 たくさんあるんですけど、まず初め説明を。この陳情書の説明の中でさまざまあったんじゃないけど、1つはPTA、市P連の返事が全然行つたらんという。前もちょっと市P連へ説明に行ったよみたいな話を聞いたけど、要するに単Pまでは行ってないんですよ、その問題ですよ、何ぼ教育委員会が説明しましたよとか、返答しましたよ言うても、そこまでちゃんと届か

んと、それは行ったことになってない。認識が全然違うと思う。長田次長の、いや教育委員会の認識がね。それこそ大分ずれているというふうに思うので、その確認はどがいにしよるかというのが心配なけえ、ちょっとそこをまず教えてほしいのが1つと。まずそれだけちょっと。思い違い、すれ違うんですよね。ちょっとそこを教えて。

今のPTA、何らかの形でPTAへ返していくというので、皆さん思うとるのに返ってきとらんよという意見ですよ、

○長田教育次長 8月15日の4枚目の中ごろかと思いますが。

○竹原委員 いいや。市P連の働きかけの話よ。市P連はどがいに一体全体働きかけたんですか。教育委員会から、一番初め、陳情趣旨のところ、長田次長がちょっと反対言うたけど、市P連から働きかけがあったんじゃないよと、教育委員会からも働きかけたよと。どっちでもええんじやけど、どっちから働きかけても関係ないんじやけど、ちゃんと説明が市P連へできとるんかどうかという、この間のところまで。

あなたのところで呼びかけたんじやろう。だったら最後まで市P連の面倒を見ないけんのじやろう。意見がどう集約されたかということは。その不信感でこれが出とるわけじゃけえ、どっちでもええんじやけど。市P連が働きかけても、教育委員会が働きかけてもどっちでもええんじやけど、問題はそこよ。どこまで面倒を見とるんかというのはようわからん。わからんというか、後ろに傍聴に来とる人は、私は聞いとらんよと言いつてのわけじゃけえ。市P連から返って来とらんわけじゃけ、返事は。どんな返事にしても。そこは責任は持たにやいけんのじゃないですかと言うとる。今、反論しちゃったけど、反論になってない。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 今のところですけども、市P連から働きかけたというところ、市P連合会へ、この会というのが、提出者の学校給食調理場再編を考える会からあったということなのかと思うんですけども、私たちの認識からすれば、私たちのほうから市P連のほうへ、9月以降だったですが、10月にかけてだったと、まず保護者への説明会をさせてもらいたいと思うんですけどもということで働きかけをし始めております。ですから、認識からすれば、この私どものほうから市P連のほうへお願いしたという、そういう意味のことを書いただけです。

○竹原委員 どっちでもええんよ。書いてあることが関係ないんだけど、最後の結論のところ、例えば、教育委員会から市P連へ呼びかけて、市P連に教育委員会が呼びかけて、市P連が説明会をしたじゃないですか。私も一回行った。5人ぐらいしかおらんのよね。八次中学校区と十日市中学校区は。5人の意見しか聞いとらんわけよ。それで意見を聞いたということにはならんでしょ。最後まで責任を持たないけんの、教育委員会が呼びかけたのならなおさらや。なおさらたくさんの方の意見を聞かんと、このことは進められんのではないかということがまず第1点。ここに妙に反論することはないんじゃないかなというふうに思うんです。間違とるわ、この反論は。

それで、まず第1にそれよ。それで、次のページの定例会で多くの議員から質問・指摘されたがと言うが、丁寧に答えとらんじやないか。ひとつも。計画を出せとか、220万円の委託費が、あなた方が出したのは1つだけでしょう。1カ所だけの資料を出したわけで、220万円もお金を持

とって、ちゃんと議会が提示した4ブロック案なりの、コンサルへ出すというようなことはしとらんでしょう。そういう、まあ反論にどうこうはないけど、まじめには答えとらんよ。情報公開についても、市長は情報公開しますという答弁したけど、教育委員会、まあその指揮下にあるんじゃないか、そのことはせにゃいけんということじゃけえ、ここへ書いてあるように、問題指摘されたけど十分答えとらんのやろ。十分じゃない、全然答えとらん。おうとるよ、この文章は。

それと、この陳情要望の中で、9月議会で我々がここで議論して、多様な意見が入れるような策定委員を公募しなさいとつけとるんです。あなたが指名したというか、あなた方の範囲で指名しなさいといって我々は意見をつけたわけじゃなくて、例えば私の思いとすれば、調理員を2名、栄養士も2名、教職員も校長じゃなくて職員のほうの意見を聞かなければいけない、そういうような多種多様な意見の策定委員会をつくりなさい、検討委員会をつくりなさいよというたにもかかわらず、教育委員会が指名したようなことになつとる。

調理員のところも1名言うてきたいいうて、ええ1名、2名じゃないんかと私は言い返したぐらいで、15名を選ぶのに、枠を残してわざわざ単数で1名入れて、栄養士やら調理員を選ぶというのはちょっと問題じゃないかなと思う。じゃから公募しなさいいうて一般質問して、やるべきじゃないかなということを言いよったわけです。これは願意妥当だと思ふよ。そのあたり、どうですか。○桑田委員長 長田次長に答えてもらうんですけど、時間がもう5時近くとなっておりますので、本委員会は、今日私のほうからお願いしたとおり、採決を行って閉会にさせていただきたいと思ふますので、延長のほうを、委員会時間は延長させていただきたいと思ふますので、よろしくお願ひします。

長田次長。

○長田教育次長 市P連への働きかけはということでありまふけども、市P連へは、役員へは話をしてありますが、各学校ごとの単Pというところまでは私たちからは、これをしてというようなことはありまふせん。

それから、委員のほうから資料、4ブロック案を出せと言ったではないかということでしたけども、教育委員会とすれば、既に平成30年3月の時点で、教育委員会としては案は既に出してあります。教育委員会というよりも市としての案は出してありますから、それ以上の案を教育委員会から、これもあります、あれもありますと、事務局から新たに出すということは考えておりまふせん。

それから、情報公開すべきだということについては、当然情報公開はしていかなければならないという、そういう認識は当然してあります。

多様な意見を聞くというところで、調理員、栄養士を複数でということでありましたけれども、申し上げましたように、今ある関係が深いところが出ていただいて、さらに委員会の中で違つた分野の意見を聞きたいということがあつたときの対応ができるために、余裕として3人の枠が残つておるといふところでございまふして、調理員、栄養士、それぞれの立場からしつかり意見はいただけるものというように思つておつたところでございまふす。

以上です。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 今認めとるように、要するに、一番当事者は子供じゃと思うんじゃないけど、私は。今朝も子供に聞いたんで、給食おいしいかいうて聞いたんじゃない。おいしいと言ひよる。八次小学校の子供たち。これがおいしくなくなったら困るわけよ。やっぱり当事者に、一番よう聞かないけんのはそこにあると思う。その次の保護者、PTAに聞いてないというのが、やっぱり最大の欠点よ、この進め方については。もう一回一致やり替えた方がええと思うよ。それが一つ。

それで、4ブロック案を出しなさいというのは私が言うたんじゃないんや。これは教育民生常任委員会の前の委員長が言うたんよ。それを議会の意見を無視して、教育委員会だけのあれしかしてない。それでよくよく聞いてみたら、今回もセンター化の資料を提供しただけで、4ブロック案というのは出してない。私らの意見は全部無視、それを無視しといて、ずっとこのまま来て、議決をしてもらおうとしよう。いかにも執行部案はこうじゃけど、議会とすればこの4ブロック案を提案したんだから、それぐらいはすればいい。それすら無視するんかという話で。議会の意見は無視かいうて言ひよる。

それで、策定委員の枠ですが、誰が3枠残せと言うたんか。それはあんたのところ勝手に残しただけでしょうが。15人でわしらは認めたわけじゃけえ、予算を。予算を認めとって、3人残したん。15人予算化したのなら、15人ちゃんと選ばにゃ。あんなええかげんなことを言うちゃいけません。教育委員会が勝手に。これは要綱か何かつくったりしたんじゃないの、どこかにあったような気がするけど。15名以内とするというのが。予算化も15名でしとんじゃけ、それはそれでせにゃいけま。そういうような身勝手な執行体制というのはいけませんよ。

それと、もう一つ、策定委員と執行部なりと給食を考える会との懇談会をしたらどうかという横光委員の提案を無視しとる、これも。どがなんですか。ちょっとそこを教えてください。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 先ほどの4ブロック案についてということでありましたけれども、1月17日、教育民生常任委員会、大森委員長のほうから亀井議長へ出された報告のことかというように思うわけでありまして、そこで言われとるのは、当時の教育民生常任委員会の中でいろんな意見が出ましたと、それを書かれとる中に4ブロック程度に集約することも考慮するべきであるということが入っておりました。

ですが、最後まとめとして、学校給食調理場再編については現行案を基本とするが、比較的建設年次は新しく、規模の拡張等が必要のない給食調理場を可能な限り利用する計画をされたいということに記載していただいております。そういった中で、この4ブロック程度に集約することも考慮すべきだというのは、その中で出た意見の1つということで捉えさせていただいております。

そういった中で、今回の再編基本計画案を基本としながらも、これまで出た御意見を並べさせていただく中で、策定委員会の中で御意見をいただいておりますという、そういうところでございます。決して4ブロック案を無視したというような、そういうようなことで私たちは捉えておりません。

それから、確かに3枠残ったのはどうしてかということでもありますけれども、いろいろな、ほかの委員会もございまして、全てが全て人数を全部、委員の配置する、委嘱したり任命したりということにもなっていないと思います。要綱では15名以内という中で、委員とすれば学識経験のあ

る者、保護者代表、学校関係者、調理場関係者、農業関係者として上げさせていただいて、前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者というのが6番目に入っております。そういった中で、その他のところで委員会の意見を聞く中で、後からでもより多くの意見が聞ける関係者なり、委員会が必要と認めれば、また任命なり委嘱ができるようにさせていただいておるということが、この今の状況であります。

ちょっと確認させていただきたいんですが、公聴会というところは、策定委員会と。

○竹原委員 教職員を選んだというのなら、何で校長だけを選んだのかという話で、簡単に言えば、何で職員代表が出なかったん。校長しか出ておらんじゃろう。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 学校から出ていただくということになりましたら、やっぱり学校の代表ということで、校長会から出ておる。校長は全てのことを、学校内のことを把握しているという、そういう立場でもあります。それから、校長の中には場長も務めている、こういう者もおりますので、そういった面で校長会の中から出ていただくように推薦をお願いしたということです。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 ちょっと私がメンバーを聞き漏らしたので、どういった方々によってというのをもう一度教えていただければありがたいんですが。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 私が言いよるのは、三次市学校給食調理場再編を考える会の皆さん方と委員会の皆さん方と意見交換をと。教育委員会だけ聞いたんでは声が伝わらないので、委員の皆さんも中に入っていて、一緒に意見を交換をするというのはいいんじゃないかなというように思いがするんですね。そのことが、例えば公募をしとったらどうだと言われたので、まず早い時間でできんじゃないかという思いがしたのでね。委員に入れるのは、2人か3人だが、考える会なら5人なら5人そしてまた、それプラスアルファで関心のある人が行って意見、委員会の報告の中でも多様な意見を取り入れてください、それを反映してくださいというような9月の委員長報告だというふうに思うんですが、それがあるので。

それだけに凝り固まって、例えば1つの案だけを出して物事を言うと、委員がほかのことを言っちゃいけないのかなというように思いに至るかもしれない。こうならこうなるということ、いろんな場面を想定して出していくということが必要なのでね。ですから、給食センター全部見たほうがいいよと私は思ったんですよ。本当にこれは耐えられんから建てかえにゃいけん、これでは米飯給食はできんから、ここは将来的にはもうなくしてほかのところという意見も出てくると思う。それは考える会の人も一緒にもし見られるのなら見て、本当にそうなんじゃのうという理解をして、それじゃしょうがないのう、ここはやっぱりつくろわんないかと。もし災害が起きたときには、いやここだけでいいのか、ここの地盤が低いから高いところがいいんよと、酒屋がいいんじゃないかと意見がありました。

じゃあ周辺部を残して、ここだけ一つにしておいて、もしだめなときにはこちらのほうから持ってくる。そこらを皆さんの意見を、多様な意見を出して聞いていただきたい。それなら策定委

員会の会議では少ないよと。

ですから、まず一応皆さんの御意見を一堂に会して、言いにくいとか言わないで、意見交換をしていただく。批判をするんじゃないしに、どういう考え方をしておられるかということをお互いに話しあって、その上で検討していくということをしていただきたい。そこには、教育民生常任委員会も黙って座って聞かせていただくかもしれません。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 今いただいたことについては、私たち事務局の側だけで判断するのは難しいので、策定委員会へそういう意見をいただいたということでお伝えをさせていただきたいと思いません。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 4ブロック案の提示をしないということですか、結局は。考慮しなさいと言うたんよ。去年の教育民生常任委員会で。考慮は一切しないということなんですか。いや、それじゃけえ、策定委員会でセンター化の分しか出とらなんだら、それしかできんじゃない。4ブロック案といううちの議会の案を考慮して、それを策定委員会に提示せないけんのじゃないの。ここに乱暴に、1,000食は39億かかるいうて書いとるけど、こんなもんじゃわからんでしょう。策定委員の皆さんには。同じようにコンサルで出して、220万も、今回補正したのは315万ぐらいよね。それ、私も可決しとんじゃけ、220万でコンサル出して、将来にわたってどのぐらい計算したら、人数もどのぐらいになって、黒木議員が心配しよるように、将来のお金がどのぐらいかかっていうのも、わからないじゃない、わたしらも。黒木議員もわかって言いよるわけじゃない。計算はない、手元に。

そういうものをちゃんと出さなきゃあ検討材料にならんのではないですかという。そういう情報も市民の皆さんにも、策定委員の皆さんにも出してあげて、やっぱりこれは1カ所になるのうと言うてかわからんし、4カ所も、これぐらいのことなら将来の子供のためじゃけえ、4カ所がええのうと言うてかもわからん。資料がないのにいきなりは無理と思うわ。それをしなさいということで、したらいかなものですかいうて言いよる。ちいとは議会の言いよることも聞いたほうがええんじゃないん。1つずつして。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 4ブロック案のことで少し具体的なお話は、新田議員からも伺ったところでございますが、建てるにしても、どこへ建てるのかという、どこというのはいく少し詳しくないと難しい面があるので、そこらはちょっと意見も伺いながら、できる範囲で考えていかねばならないと思えます。ちょっと御相談もさせていただきたいと思えます。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 話が非常に何か迷走しよると思うんです。策定委員会つくる時の前には、これでいきますから、あとは具体的なところをやりますと、場所選定など。今、4カ所とかなって、何カ所か、2カ所とかいったら、ぜんぜん違う話になって、また元へ戻るといって話になってしまうので、そこはもうちゃんと整理して、ここまでは計画案が決まっているので、その後はどうしますかとい

う話にするのか、今みたいな元に戻るのかみたいな話を決めていかな、いつまでたっても、またちよっとやったらまた、4案はどうなのか、もともと私は1箇所案におりましたので。

1つ提案なんですけども、ちょうど新田議員がいい資料を出されたと思うんですが、あの程度の場合だったら、前も私も4パターンの資料を出してくれいうたら、長田次長はなかなか困難だとか、なかなかしてくれなかったんですけども、7パターンで、新田さんがつくったみたいなレベルでもいいんで、要は何が言いたいかと、私が何を知りたいかといったら、全部1カ所にする人員と、全部現状いる人員で、7つのパターンを、建設費とか言いよったら、それこそまたわけわからんので、とりあえず人員配置が何ぼになるかだけ出してもらえんすかね。7パターンで。新田さんの表みたいなので。だから、大体イメージが、私、一応経営コンサルしとったんで、大体イメージ湧くんですよ。いかがですか。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 7パターンというのは。

○竹原委員 7つ意見があったと言いつたやん。

○長田教育次長 資料の10番か11番。

○弓掛委員 前提のところをどうするのか。また戻ってするのか、長田案でするのか。前提を、この前、この委員会を決めるときには、長田案で、大体もう意見集約してから、いろんなところに行ったじゃない。大体この案で、いろいろ意見は出ましたけど、大筋オーケーだということで、今度は具体的な意見をやりましょうという言い方だと思いつたのに。ゼロベースとかとなっている。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 この間とちょっと違う話しますよ。委員長報告の中を見ると、私はそういう方向性を決めるよういった。長田次長は方向性をよう決めん言うたと。やっぱり方向性を決めんと、検討委員会は何をやるかわからんんじゃないかという話をしたときに、いろんな意見があつて、教育民生分科会からは、学校給食経費については三次市学校給食調理場整備計画策定委員会において、三次市学校給食調理場再編基本計画案に基づき、調理場の建設等々を検討し、調理場整備基本計画を策定するとのことではあるが、調理場の再編については早期に方向性を決めるように取り組まれないと。また、策定委員会には現場の声等、さまざまな意見が反映されるよう、人員の人选等も含め、体制整備を図られたいということで、方向性は決まったらん。早う決めんとできんじゃないか。できません。これは1つの案です。

さまざまな意見が反映させるようにせえと。今、いろんなところから言っているが、皆さんにはまだ透明性がないから、反映されとらんかされとらんのかわからんよいうて言うてる。ですから公募してくれいうて意見が出てくるということになる。私としては早く決めてほしいというのがあるんですけど、過程においてそれがいざできないというのがあるので、三和町が昔やりよつたのは、建物等の文化センター等は決まっておるが、4案ぐらい出して、市民の皆さんに全部見てもらって、どれがいいですかというアンケートもとって、一番少ないのを選ぶのでも一応見てもろて、委員の皆さんにも住民の皆さんに見てもらって、これにしましよねと。その中からじゃあここを変えましようつくつとるんが、三和町の庁舎であつて、文化センターであつて、給食センターであつ

て。それを全部保健センターも、福祉センターも、全部それで皆さんに見てもらって、意見をいただいて、やっている。そういう過程が全然見えてこない、だから透明性がないよと。情報公開するいうて、透明性やるいうて書いてある。それがいいから皆さんからこういう陳情書が出てくるというか。

○桑田委員長 長田次長。

○長田教育次長 今までのご意見をいただいた分についての、これだったら人員がどれくらい必要かなどについては、一般的な概数ということで出させていただくよう作っていかうと思います。

方向性とかの話の中ですけれども、今まで出させていただいたものは、こちらの画像を前へ出させていただいておりますけれども、旧三次市内のところが非常に老朽化が進んでおるという中で、これについて整備をしていかうということで、それで新しい調理場をつくっていかうということ、これについては反対の御意見はなかったということですから、この新しい調理場をつくっていくという、その方向で整備計画の策定委員会をつくっていただいたという、そういうところであります。

その案については、市のほうで出させていただいたものをたたき台にしてということで考えていただくということを委員会でも話をしました。ですが、今まで出た意見もありますから、その意見を参考にして考えてくださいということで御意見をいただくということにしておったところでありまして、ですから、先ほど教育委員会の案ということで、それで決まったようにして、それで意見を伺えるようにということでもいただいとったんですけれども、それはあくまでもたたき台でありまして、まだ決まったわけではないので、そこをもう含めて話を決めていただくというのが、今回の策定委員会です。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 用地選定とかの話は全然ですね。作木、布野、吉舎、甲奴は残してあとはまとめる案が固まっているからみたいな話だと思ったんですけども、一番最初に戻るじゃないですか、これ。今まで何がどうしよったんかという話ですよ。あんな説明会したり、話し合いして、それでいいんですか。いつまでたっても決まらんかったら、困るのは子どもなので、親も困ってますけど、決めにゃいけないものですからね。それはもうずっと、私も悪かったんですけど、置いといたということはないんですけど、委員会も余りはよせいはよせいと言わんかったんで。どうなんですか。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 早く決めていかないと、1年1年子供たちが衛生管理的にも、今、課題があるという中で、調理員の現場の頑張りにおいてそれに対応して給食を提供しているという、そういう状況がありますので、本当は私たちも早く解決をして、子供たちに安全・安心な給食をしたいというのは当然のところでありまして。そういった面でも、策定委員会のほうで、子供のこれからの推移を見ながら、例えば4,000食のものをつくっておれば、この旧三次だけじゃなくて全ての学校の子供たちの給食は賄えるだけのものができるなんていうことも策定委員会のほうでお話させていただいておりますし、そういった面でいろいろ考えをいただく中で、また御意見をかわしていただく中で報告書として取りまとめていければというふうに。

○桑田委員長 副委員長。



○黒木副委員長 先ほど横光委員が言われた意見なんですけど、私も賛成なんですけど、考える会の陳情のときに質問させてもらったんですけども、人口減少でまだ子供が減っていく中で、全てそれを反対して自校式とかに言われるんですかと言ったら、そうじゃないと、話を聞いていただいて、皆で協議して、全て三次市をどうのこうの、反対のための反対でなしに、意見を聞いていただいて、私たちが三次をよくしていきたい気持ちがあるので、話を聞いてほしいと。その話を聞く場を、私はセンター化一本が個人的には意見なんですけど、その反対の人の意見も聞くべきだと思うんです。

何事も同じような意見ばかり聞いていくと禍根を残す、私、甲奴町なんですけど、カーターシビックセンターがその当時できたときに、勝手に町がやったわけです。地元の利用者は、今コンサートをされてますけど、ほとんどが町外なんですよ。コンサートに来るのが。有名なコンサート、歌手とか来ても。やっぱり地元のあれを聞いて、それは最終的には民主主義じゃけ、先ほども考える会で言われましたけど、多数決、それに従うと言われてるので、ですから意見を聞く場を設けてあげるべきだと私は思います。

そこであと3人残しとるところへ、公募すれば1カ月かかると言われたので、それだったら考える会の方も一緒に入れていただいて、けんかするわけではないですから、意見をたたかい合わせて、そこでじゃあ賛成反対の結論が出たほうへ従うと言われてるんですから、もう早く、給食センターを待っている子供もおるわけですから、スピード感を持ってやったほうがいいんじゃないですか。僕はそう思います。反対の意見の人も聞くべきだと思って、その中から多数決で決まったら、反対意見も人ももう従うと言っておられるので、そこで両方によりよい方向を見出して、よりよいセンター化一本になったにしても、いい方向で、極力理想どおりには行きませんが、理想に近くような、そういうのをやったほうがいいんじゃないかと言いまして、私の意見を終わります。

以上でございます。それについてお願いします。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 今までも既に質問を出していただいたり、そういうことでお話は聞かせてもらっております。これからもそのことを、閉じようというような気持ちはさらさら持っておりません。先ほど申し上げました、御意見は何う場を持って、お互いが早くできるようにさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○桑田委員長 そのほかは。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 長くなったんですけど、教育委員会の皆さんにはありがとうございました。

質問じゃないんですけど、三次市の福祉で育つ子供を応援しちゃうというて、今も頑張れよいうて、何人出ていって、何人帰ってくるかわからんけど、それなりの日本で活躍するか、世界で活躍するか、宇宙へ出ていくかわからんけどね。そうやってここの里から出ていく子供に期待しとるんじゃないけえ、食べるようなものは出さんことよね。食べるようなものを出して頑張れやじやいうて、そんなおかしいわ。その辺はちょっとよう考えてもろうたり、今日おいでいただいて傍聴もしてもらってますけど、来ていただいとる方の御意見はここへありますけど、これだけではないんでしようけど、黙っとってる人もおられると思うんですけど、その辺もよう察してもろて、ぜひとも今

の給食調理場については、よかったというふうになれるように、ちょっと次長、もう一遍考えてもらえるといいと思います。ありがとうございます。

以上で、陳情第2号の審査を終わります。教育委員会の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○桑田委員長 長くなっとなですけど、これから今の委員会審査報告に沿って、議案第113号から議案第119号を順に討論、採決を行います。

これより議案第117号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。

三次市税条例の一部を改正する条例(案)について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第118号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。

三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第119号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。

議案第119号、三次市老人集会所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第133号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第133号について採決いたします。

議案第133号、三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第2号、陳情第1号及び第2号を順に討論、採決を行います。

これより請願第2号について討論を行います。討論願います。

保実委員。

○保実委員 私は、天草市ですか、あそこが初めて全国でこれを認めたということですが、それには約1年間の調査をやり、それでやっと第1号で認めたと。その後、3自治体ぐらいが7月以降認めたということですが、今回これは非常にいいことであると思うんですが、もう少し時間をかけて、その天草市とか、ほかの3地域とか、その辺の資料をいただいたり、どういう内容だったのか、どういう議論をしたのかということも調べてするほうがいいんじゃないかと思います。それで継続審査にしたほうがよかろうと思います。

以上です。

○桑田委員長 ほかに討論はございませんか。

弓掛委員。

○弓掛委員 私もいいか悪いかに関して、いろんな障害者の方に対しての、例えば耳が悪かったら補聴器の問題とか、目が悪かったら眼鏡、いろんなものがたくさんあると思うんですけども、そういうのがほかにいっぱいあるのかなのかというのが、ちょっと今、私もわからんもので、本当に夜盲症で困ってる方には非常にいいことだと思うんですけども、これだけじゃないという気もせんでもないんですね。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 先ほども言われましたけども、前回の障害者の関係の条例もございました。それぞれがそれぞれ、自分の立場で条例を1本ずつつくっていくと大変なことになるんじゃないかということがありますので、やはり総合的に物事を見ていくということからすれば、もうちょっと調査をして、この人たちだけなのか、視覚に対してもということがあるので、そこらも考えながらやっていくということで、閉会中の継続審査ということで、3月に決する分でも、やっぱりちょっと勉強をして取り組んでもいいのではないかというふうに思います。

○桑田委員長 ただいまの保実委員、及び今の横光委員より、今の継続審査という意見が出たんですが、どう取り扱いますでしょうか。継続審査でよろしいですか。

竹原委員。

○竹原委員 継続審査でも別に構わんのじゃけど、今は横光委員や弓掛委員が心配するように、他のこうした生活用具の要望がどれぐらい出とるかとか、いろいろあるだろうと思うので、そこはちょっと今日は聞かんかったので、それは明けてすぐ1月にまた委員会を開いてもろて、決めてもろてもしやあないんじゃないけど、そういう方向でも構わんと思います。

○桑田委員長 それでは、請願第2号、暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願については、継続審査といたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 そのように取り扱いさせていただきます。

続いて、これより陳情第1号について討論を行います。討論願います。

横光委員。

○横光委員 この制度というのは、やはりどこを向いとるかというのが1つあると思います。国が方向性をまだ示していない中で、市が先走ってやるのかということもあると思います。子育てをやっていくのであれば、やっぱり産み育てるんだという方向からすれば賛成してもいいのではという思いもあるんですが、やはりこの間の新聞報道で、経常収支比率も非常に高くなってくる中では、これは時期尚早ではないだろうかという思いがするので、私は反対させていただきます。

○桑田委員長 これより陳情第1号を採決いたします。

それでは、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○桑田委員長 賛成多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第2号について討論を行います。

横光委員。

○横光委員 条件をつけて不採択とさせていただきたい。陳情者の皆さん方の話を聞くと、自分たちの意見を十分に入れたいんだということがありました。やっぱりそこらを可能にするということ、それとまた委員会の中に3枠あるということになると、考える会の人、それで委員会の中に1人入れていくと。もう公募しない。もう入れとくんですよということをして、そういう条件をつけて、反対。

○桑田委員長 それでは、これより陳情第2号、三次市学校給食調理場再編に関する陳情書を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○桑田委員長 賛成多数と認め、陳情第2号は採択することに決しました。

以上で、採決を終わりました。

それでは、次に委員長報告なんですけども、今回の議案の報告に付すべき意見があれば願います。

横光委員。

○横光委員 先ほどの件でございますが、陳情者の意見というものはやっぱりはっきり心をくむということで、陳情者の皆さん方と教育委員会、策定委員会の皆さん方の意見交換というものは必要であるし、可能なら3枠ある委員の中に考える会の、そういう1箇所ということに対する反対する意見もやっぱり聞く姿勢ということで、何名かでいいですから、そこに入れていただくということを委員長報告の中へ入れていただきたいなど。

○桑田委員長 そのほか、何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 では、そのようにさせていただき、後日タブレットに入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の協議題は全て終了しましたが、そのほか皆さん、何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

なお、明日13日の委員会は休会といたします。長時間大変お疲れさまでした。

閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月12日

教育民生常任委員会

委員長 桑 田 典 章